

第51回平成25年6月与謝野町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年6月11日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時09分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1 番	野 村 生 八	10 番	山 添 藤 真
2 番	和 田 裕 之	11 番	小 林 庸 夫
3 番	有 吉 正	12 番	多 田 正 成
4 番	杉 上 忠 義	13 番	井 田 義 之
5 番	塩 見 晋	14 番	糸 井 満 雄
6 番	宮 崎 有 平	15 番	勢 旗 毅
7 番	伊 藤 幸 男	16 番	谷 口 忠 弘
8 番	浪 江 郁 雄	17 番	今 田 博 文
9 番	家 城 功	18 番	赤 松 孝 一

2. 欠席議員

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総 務 課 長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	和田 茂
税 務 課 長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水 道 課 長	吉田 達雄
会 計 室 長	飯澤嘉代子	保 健 課 長	前田 昌一
建 設 課 長	西原 正樹	福 祉 課 長	浪江 昭人

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問、二日目となりましたので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は一般質問終了後に議会運営委員会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議会運営委員会には常任委員長の皆さんもご出席いただきますように、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に、4番、杉上忠義議員の一般質問を許します。

杉上議員。

4番(杉上忠義) それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

「海の京都」魅力ある観光まちづくりの推進をについてでございます。人口減少、超高齢化など、京都府北部地域の活力低下が懸念される中、京都府と北部5市2町、民間が一体となって取り組む「海の京都」事業がスタートしているところでございます。府北部地域では、京都府の資料によりますと、平成26年度までに京都縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道の開通、北近畿タンゴ鉄道の新型車両導入による再生等による陸の交通基盤の整備進捗、大型クルーズ船等に対応した京都舞鶴港の埠頭整備などの海の交通基盤整備進捗により陸路、海路、双方からの人、ものの流れが増大していくことが予想されています。

日本海に面します府北部地域は、古代より大陸との交流窓口として栄え、陸の都京都を育てたもう一つの京都とも言えます。こうした背景を生かし、府北部地域を全国有数の競争力のある観光圏にするために、京都にも海があることを知っていますかという、大変インパクトのあるキャッチフレーズのもと、マーケティングや観光プロモーション、観光イベントなどのソフト面の施策に加え、観光地の景観整備や観光施設の改修等、ハード面への集中投資を行うことにより、魅力ある観光まちづくりを総合的、かつ計画的に実施することとなっています。この構想につきまして、私、3月議会におきまして質問を行い、町長の答弁では「海の京都」事業展開は本町の広域観光まちづくりの絶好のチャンスと捉え、産業振興にも生かしていきたいとありましたが、その後、進展が見られないのはどういった状況になっているか、お尋ねいたします。

一方、宮津市におきましては、5月9日に京都府岡西副知事による講演会が歴史の館と府中天橋立ワイナリーの2会場で開催されました。私も天橋立ワイナリーの会場に参加しました。府中の住民代表によるすばらしいプレゼンテーションもあり、大変な盛り上がりを見せておりました。このままでは聖地、天橋立に集中投資されることとなります。「海の京都」パスポートも発行されて、与謝野町の戦略拠点、ちりめん街道エリアが紹介されています。岡西副知事は戦略拠点で1年から2年のうちに目に見える変化を出すと、熱く語っておられますが、本町の目標である観光客8万人を達成するためにも、地域住民が主導で「海の京都」事業に取り組める仕組みづくりが、今、求められていますが、町長の見解をお尋ねいたします。

以上、よろしく答弁のほどお願いいたします。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

けさ一番の杉上議員のご質問、「海の京都魅力ある観光まちづくりの推進を」についてお答えいたします。3月議会でも議員から、海の京都構想へのご質問があり、皆様、既にご承知のことと思いますが、この構想は、先ほど来、出ておりますように、京都縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道の全線開通、北近畿タンゴ鉄道の再生、大型クルーズ船に対応した京都舞鶴港整備など、交通基盤整備の進捗を生かして、平成27年度をターゲットイヤーに、府北部の7市町の区域を「海の京都」として、全国有数の観光圏にしていく構想として進められております。これまでに民間事業者等により戦略プランを提案する実践会議や、KTR車両「あかまつ・あおまつ」のデザインを手がけた水戸岡鋭治氏による講演会の開催、観光プロモーションの実施主体となる「海の京都観光推進協議会」の設立、また、各市町では、それぞれ選定した戦略拠点において、地元のアイディアを盛り込んだ戦略を示すマスタープランの作成に向け、体制の構築や検討会議が行われているところです。当町におきましても、この機会を広域観光まちづくりの絶好の機会として、キーマンとなる観光協会や商工会とも連携、協働しながら取り組みたいと3月議会でも答弁をさせていただいたところでございます。ちょうど3月議会の最中でありましたが、商工会にもお世話になり、京都府の岡西副知事に当町にお越しいただき、ちりめん街道や旧加悦鉄道加悦駅舎、加悦S L広場などの視察と地元関係者等との意見交換会を開催していただきました。岡西副知事からは、ちりめん街道に来られる方へ魅せるための工夫が必要である、ちりめん街道と周辺エリアとの連携におけるレンタサイクルの活用も重要なキーワードであるなどのご意見もお伺いしており、参加者が海の京都構想についての理解を深めたところでございます。

海の京都構想を生かすために、当町で取り組みを進めるためには、議員のご指摘のとおり、地域住民主導の仕組みづくりが必要であると私も認識いたしております。ちりめん街道は、これまでに、ちりめん街道活性化委員会において、観光として魅せるさまざまな提案がされ、今日まで、参画する地元団体等により取り組みが進められておりますが、このような観光振興の取り組みに携わる方々や、地元エリアの観光事業者、若手、女性の住民などが観光によるまちづくりに取り組んでいただけるよう、協議を行う場を提供することが必要と考えております。また、取り組みの中では、観光推進を中心的に行う中核的な人材の育成を目指し、今ある観光資源をより魅力的に磨き上げることが重点となりますので、このために、観光協会と商工会と行政が連携して、まず、どのような体制のもと取り組むのか、現在、調整を行っている最中でございます。現在までに、伊根町の舟屋群や天橋立、浜詰地区などの観光拠点において、計画づくりが進展しているとの状況もお聞きしており、当町は一步おくれをとった感じではありますが、地元にお任せすることで行政は何もしないということではなく、関係者とともにしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても、ご理解とご協力、そして、ご指導いただきますようお願いいたします。

以上で、杉上議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、町長に答弁がございましたように、気になる答弁は他市町に一步おくれているのではないかとこの答弁がございました。確かに「海の京都」パスポートもできまして、紹介はされているんですけども、今、町長の答弁にありましたように、町内におけますちりめん街道エリアにつきましても、SL広場、古墳公園、ちりめん街道、それぞれの取り組みはあるんですけども、これが今、一体となって取り組める場づくりが、今、非常に重要ではないかというふうに思っております。今、町長の答弁にありましたように、若者であり、女性であり、そうした方の連携した協議を行う場をつくっていききたいというふうにありました。これが、どういった場になるかという点とですね、具体的にいいますと、京都府の当初予算の資料によりますと6億1,000万円の予算がついております。こうした予算を獲得していくためにも、副知事がおっしゃっていますように何としてもですね、民間のやる気が見えてこない、なかなか予算の獲得が難しいのではないかとこのように思っております。

しかしながら、今、町長の答弁にありましたように、人材育成につきましてもですね、かなりの予算がついてあるところでございます。こうした予算を、どのように獲得していくかという点と、最初に申しあげました若者であり、女性であり、地元住民の協議を行う場、これを早急につくっていただきたいと思うんですけども、この2点につきまして、もう一度質問をいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども若干申しあげましたけれども、今回の、この「海の京都」の当面のアクションとしましては、まずは、民主導の観光まちづくりを進めるための仕組みづくりをすること、つまり今おっしゃいましたように、地域住民の方自身が地域のよさを実感することが、まず、重要であって、このために魅力的な観光の大きな要素となる、買う、食べる、遊ぶ、ゆっくりと過ごす等の時間を楽しむ、そうした仕掛けが地域住民自身により内発的に生み出される、そうした持続可能な観光まちづくりを目指すというのが、今回の、このもくろみの大きな着目点だというふうに思っております。

そうした中で、実際に、その地域で質の高い観光を、そうしたもの、まちづくりを実践する人たちの実践会議の参画を、まず、促進していく、そして頑張っている人たちの情報等をできる限り多くの関係者等で共有し、そして、そうした「海の京都」づくりの機運を醸成していく。また、実践した内容に応じて経済面をはじめ人材の紹介やデザインに係る技術的助言等の支援を実践していくということでございます。

そうした発進力、あるいは集客力のある戦略拠点、それを、それぞれが整備をしていく。今おっしゃいましたように、与謝野町の場合には昭和モダンシルクの里もてなしゾーンとして、特にちりめん街道を中心とした、そうしたところの強化を図っていくということでございます。まず、申しあげましたように、その拠点は決まっておりますし、それらにかかわる人たちの、そうした集まりも、核となる人たちの集まりもできております。その人たちがお互いに、どういう形で、どういう方向性を持ってやっていくのかという実際の、そういう実践への話し合い、そうしたものが今の場合、個々にばらばらのような感じがしておりますので、やはりそれをお互いに協議し、こういう形でいこうという明確なものの計画をつくり上げていく、そうした場を行政も中心になってつくり上げていくということが、まず、大事ではないかというふうに思っております。

期間は限られた形ですけども、単に、そのハードだけではなしに、むしろそれを支えていく

土台のソフトの部分について、きちんと、まだ固まり切れてない、そういう状況がございますので、それらに対して3月から6月までの間、担当課も、大変いろいろと事業がございましたので、取りかかることが、ちょっとおくれておりますけれども、決してないがしろにしているということではございませんので、この6月議会が終われば早急に、そうしたものを立ち上げて一丸となつて、その地域だけではなくに与謝野町全体一丸となつて、やっぱり考えていく必要があろうかというふうに思います。

そうした意味で産業会議から出ております、まちグルというような形も、食べるというところでは、おもしろい取り組みだと思っておりますので、与謝野町一丸となつて、それに取り組んでいく、そういう機運づくり、また、そういう組織づくりをしていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、町ぐるみで取り組んでいくということだったんですけど、民間の動きといたしまして「ぶらり与謝野」というパンフレットをつくられております。これは自発的に地域の方がつくられましたリフレかやの里、ちりめん街道、また、工芸の里の方が自主的に「二日目の予定はお決まりですか」というキャッチコピーでつくられております。こうした動きも出てまいりました。そこで、伊根町とか宮津市にお聞きいたしますと、具体的には地域の方が集まった、仮称ですけども、まちづくり委員会のようなものができ上がっております。ぜひともですね、与謝野町にもそうしたものをつくっていただきまして、おくれを取り戻して、新しい仕掛けをつくっていただきたいと思うんですけども、そういった具体的な動きにつきまして、町長の答弁を求めておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まちづくり委員会ですか、そういうものになるかどうかは別としまして、やはり、そのちりめん街道を拠点として、全体で盛り上げていくという、その元の組織そのものも今、そこからつくり上げていくという、例えば観光協会も、まだ、十分両足をがっとう地につけてということがなかなかできておりませんので、やはりそれらも含めておのおの、そうした組織の力をつけていくというところから、まず、与謝野町の場合はしていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、そういう意味で限られた時間が与えられておりますけれども、これ今までに積み重ねてきた、いろんなものもございますので、それらを与謝野町として打ち出していく、そうした場を、どういう形になるか、これも皆さん方と、また、行政も中に入つた中で相談をし、そして、それをつくり上げていく、そうした組織といえますか、そういう場を早急に持っていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） この間の新聞報道によりますと、ゴールデンウィークの、あの観光客の入込み数の結果も出ております。にそと効果という表現になっておりますけども、京都第二環状道路がですね、名神と京都縦貫道が直結した効果も京都府北部にもあらわれてきて、観光施設の調査によりますと51の観光施設ですけども、15%の増で36万8,000人の方が丹後にお越しになっております。こういった効果も出てまいりましたので、ぜひとも広域連携を推進していただ

きまして、さらに与謝野町に誘客をお願いしておきたいというふうに思います。

ぜひとも、先ほど、繰り返しになりますけれども、大急ぎで、こういったまちづくり委員会のようなものを立ち上げていただくことを、ぜひともお願いしておきたいと思います。行政が、もう少し肩を押していただきますと、前へ住民が進んでいけるというような状況であるというふうに、私も思っているところでございます。ぜひとも実行していただきたいなというふうに思って、私の質問といたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 同じことの繰り返しになるかもわかりませんが、今やはり与謝野町の観光は、割合ウイークポイントでございますけれども、こうした千載一遇のチャンスを与えられているわけですから、このチャンスを逃すことなく与謝野町の、そうしたよさを全国に発信していくには、どうしたらいいのか、また、全国から来ていただくにはどうしたらいいのか、町民の方々と一緒になって、やはり真剣に考えていくいいチャンスを与えていただいたというふうに思っておりますので、一生懸命頑張りたいというふうに思っております。

4 番（杉上忠義） はい、ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） これで、杉上忠義議員の一般質問を終わります。

次に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

和田議員。

2 番（和田裕之） それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成25年度6月定例会の一般質問を行わせていただきます。

今回は消費税増税問題、これと少子高齢化、人口減少対策について、この2件について質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

まず、1件目、消費税増税についてであります。ご承知のとおり昨年の2012年8月10日に消費税増税を柱とする社会保障税一体改革関連法が可決、成立をいたしました。現行5%の消費税は、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%へ、二段階で引き上げが予定をされております。消費税増税法の成立を受け、各紙、通信社が昨年8月に実施した世論調査では、法案可決を評価しない、税率の引き上げ反対という国民が過半数以上となりました。また、消費税の引き上げが家計に影響すると答えた人で、大いに影響するが47%、影響すると答えた人は45%と、合わせて92%という結果となりました。消費税増税が国民の暮らしに深刻な影響を及ぼすことを浮き彫りにしております。多くの国民からの、この増税法案に対する強い不安と批判の声が広がっており、同時に国民が安心できる社会保障をどうやって再生、拡充していくのか、国と地方の財源危機をどうやって打開するのか、そのための財源をどうやってつくるのか、こうしたことについて多くの国民は、その答えを求めています。

日本共産党は所得の少ない人に重くのしかかり、不公平税制である消費税の大増税には断固として反対を貫いております。私は消費税増税には、次の問題があると考えております。一つ目は社会保障の切り捨てと一体の大増税ということでもあります。老齢年金、障害者年金の給付の削減、年金の支給開始年齢を先延ばしにすること。医療費の窓口負担をふやすこと。保育の公的責任を放棄する子ども・子育て新システムの導入などが上げられます。一体改革ではなく、一体改悪そのものです。

二つ目には、日本の経済をどん底に落とし、経済破綻も一層ひどくするということです。消費税10%になれば13兆円もの大增税であります。年金額の削減を加えれば年間16兆円、さらに制度改悪による年金、医療費などの保険料値上げによる負担を合わせると約20兆円にも上がります。橋本内閣のとき5%への消費税が引き上げられた1997年には、9兆円の増税による負担増により回復途中であった景気を大きく後退をさせ、税収も落ち込ませてしまった経過があります。また、それ以来、景気の浮揚が図られておりません。自殺者が毎年3万人を超えるようになったのも、その翌年の1998年からであります。本当に財源危機打開には消費税しかないのでしょうか。

その財源対策には第一に無駄と浪費を一掃すれば約3.5兆円程度の財源を確保ができます。第二に経済危機のもとで富裕層や大企業には減税が繰り返され、給与が上がらないにもかかわらず、いまや大企業の内部留保は244兆円とも言われており、リーマンショック以後も内部留保はふえ続け、年間10兆円も増加をしております。ヨーロッパと比較をしても日本の大企業の負担は低く、この大企業の優遇と不公平をただす税制改革で8兆円から11兆円の財源を確保することができます。第三に課税最低限を引き上げつつ、負担能力に応じた所得税の税制改革で6億円程度の財源を確保することができます。これを講じれば消費税を増税しなくても社会保障を充実し、財政再建の見通しを切り開くことは可能であると考えます。大企業や大資産家への行き過ぎた減税をやめて、所得に応じた負担で社会保障を拡充させることです。もう一つは雇用や中小業者さんをしわ寄せにする大企業の利益第一のやり方をやめ、巨額の内部留保を日本経済に還元させる改革を実行することです。この経済によって国民の所得をふやすとともに、日本経済を内需主導の健全な経済成長で持続的に税収を伸ばしていくことが大切ではないかと考えております。消費税の増税は社会保障のためと、政府の説明は破綻をしています。消費税増税の13.5兆円のうち半分以上は社会保障費以外に回ることを政府は認めております。

政府の説明では社会保障の拡充に回るのはわずか1%分とさえ言われております。あとは現状維持ということになります。かつて消費税が5%引き上げられた1997年以降、景気は落ち込み、税収は単年単位で14兆円減少し、国と地方を合わせた借金は、わずか4年で200兆円ふえたと言われております。当時のサラリーマンの年間給与は平均467万円でしたが、2010年には412万円と55万円も下がりました。貧困層の増大など、当時よりひどい経済状況の中、このような大增税は暴挙と言わざるを得ません。暮らしにも景気にも財政も壊すことになり、中小業者、年金生活者、労働者の営業と暮らしに大打撃を与え、自治体の歳出などにも大きく影響を与える問題であると考えています。

この消費税問題について、次の点をお伺いしたいと思います。一つ、消費税増税に対し町長は、どのような認識、見解を持っておられるか。二つ目、アベノミクスで経済がよくなったと言われておりますが、当町の経済は、どのようになっているのか。三つ目、消費税増税による町財政の一般会計、特別会計に及ぼす影響は、どのようになるのか。四つ目、消費税増税による町経済への影響、中小業者、住民への影響はどのように考えられているか。

次の2件目は少子高齢化、人口減少対策についてであります。国立社会保障人口問題研究所は現在、1億2,806万人の日本人の人口が、50年後には現在の人口の3分の2の8,674万人まで落ち込み、65歳以上の高齢者が全体の4割、5人に2人が65才以上とい

う超高齢化社会が到来するという厳しい未来像を発表をいたしました。高齢者一人を現代世代一人で支える社会の到来を前に、社会保障制度をどう構築していくべきか、国民一人一人に課せられた大きな問題であると思っております。また、社会全体が豊かになると老後に備えて子供を産み育てる意味が薄れ、出生率が低下すると言われております。これは豊かになった国全て共通の現象だと言われております。

日本は世界的にも豊かな国であり、出生率の低下自体は自然なことです。しかし、日本の場合、その少子化がかつての高度経済成長と同様、あまりにも急速に進行しております。ゼロ歳から14歳の、いわゆる年少人口が2060年には、現在の半分足らずの、わずか719万人となり、人口全体に占める割合も1割を切ると推計をされております。日本の女性一人が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率が2005年に過去最低の1.26人を記録し、社会的に危機感が高まったにもかかわらず、子供を産み育てやすい社会づくりに関する国の政策が、他の政策に優先して実施されるとは決して言える状況にはありません。人口減少を食いとめるには、少なくとも、この合計特殊出生率、これを2.0人まで引き上げる必要があると言われておりますが、この数字を達成することは極めて難しいと言われております。当町でも総合的な取り組みが必要であり、積極かつ早急な取り組みが求められると考えております。

少子高齢化、人口減少対策について次の点をお伺いをいたします。一つ目、少子高齢化対策、少子化対策、高齢化対策は、どのように考えておられるのか、また、具体的な取り組みはされているのか。二つ目、与謝野町の人口減少をどのように推測されるのか。また、その対策は考えておられるか。三つ目、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進するお考え、また、その対策は考えられているか。四つ目、若者定住、この現状、その対策はされているのか。

以上で、私の1回目の質問とさせていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いをいたします。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 和田議員ご質問の1番目、消費税増税問題についてお答えいたします。

まず、今後の消費税増税についての法的な位置づけにつきましては、既に可決されております、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案、いわゆる消費税増税法案に景気条項というものが附帯されていることが大きなポイントではないかと思っております。これは、ご承知のとおり消費税率の引き上げに当たっての措置ということで、附則第18条第1項に名目経済成長率3%程度、かつ実質経済成長率2%程度を目指した望ましい経済成長のあり方に早期に近づくための総合的な施策の実施、その他の必要な措置を講ずるとあり、第2項に消費税率の引き上げに当たっては経済状況の判断を行うとともに、消費税率引き上げに係る改正規定の施行前に経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるとされています。したがって、実際には、ことしの9月か10月ごろが直前の時期と考えられていて、その時点での景気状況を見てからとなるわけですが、現在ではアベノミクスの成功期待感もあり、景気浮上の可能性は十分にあるのではないかと見られているようですけれども、この景気条項にある最終的な判断については、注視して見守る必要があるものと考えております。

それでは、1点目の消費税増税に対し、町長は、どのような認識、見解を持っておられるかについてお答えいたします。税は、誰でも低い方がよいと思っておられるというふうに認識しています。しかしながら、社会保障費が右肩上がりの一途をたどり、このままでは国の財政、地方の財政が成り立たなくなってきたということから、そのバランスをとるために国民に対して一定の負担を求める措置だと理解しており、国民世論の中で進められているものと思っております。

増税の使途については、引き上げ分が社会保障給付における国と地方の役割分担に応じて配分され、来年4月から8%へ、3%引き上げられるに当たっては、そのうち、地方消費税に0.7%分、及び地方交付税に0.22%分の計0.92%分が地方分として配分されることとされているようです。しかしながら、現時点では全体像が見えてきませんので、詳細を明らかにしていただきたいと思っております。

次に2点目のアベノミクスで、経済がよくなったと言われているが、当町の経済はどのようになっているかについてお答えいたします。アベノミクスとは安倍内閣が掲げた経済政策であり、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の、いわゆる「3本の矢」を柱とするものとされております。ご承知のとおり日銀は量と質の両面で、これまでとは次元の違う金融緩和を行ってきているところであり、それらに伴う株価の上昇や円安傾向が生まれておりますが、これらの政策については、専門家の中でもいろいろと意見の分かれるところで、私としては、いろんな情報に注視している状況でございます。

現状として動きがありますのは、今回の補正予算にも追加計上させていただいておりますとおり、地域の元気臨時交付金事業や木質バイオマス産業化促進整備事業など、国の経済対策に伴う事業でありますので、これらは当町でも有効に活用できるのではないかとというふうに考えております。しかしながら、いわゆるアベノミクス効果全体として、実際に、どのように当町の経済に影響しているかについては、現時点では不透明であります。一部の輸出企業の利益を押し上げている半面、当町の地場産業であります織物業につきましても、輸入生糸の価格が上昇し、非常に厳しいとの声もお聞きしており、大きな効果として発揮されてきているとは感じられないのが現状ではないかと思っております。

3点目の消費税増税による町財政の一般会計・特別会計などへ及ぼす影響はについてお答えいたします。一般会計、特別会計を問わず、町が執行しています物品の購入や工事請負等、消費税の対象となっているものは多くありますので、これらが増税により予算に大きく影響し、会計全体を圧迫するのではないかと懸念しております。また、住民の皆様から使用料をいただいています簡易水道、下水道、上水道の公営企業会計においては、内税として水道使用料等に対し消費税を課税しておりますので、これが増税となりますと利用者、すなわち住民負担に直接影響があるものと考えております。

最後に、4点目の消費税増税による町経済への影響、中小業者、住民への影響はについてお答えいたします。消費税の増税は、中小業者の事業活動や住民の皆さんの生活に大きく影響し、町経済への影響も懸念されるのではないかとというふうに考えております。冒頭に申し上げましたように経済状況等を総合的に勘案した上で判断されるとしていまして、国全体の経済状況が、そのまま当町に当てはまるものではないと思いますので、地方を含めまして慎重な判断を望みたいと思っております。また、長引くデフレ経済下での増税は、さらに個人消費を冷え込ませ、タイ

ミングを間違えますと、さらに景況を悪化させる恐れがあります。そして、消費税引き上げ前の駆け込み需要が予想されますが、金融機関の情報では、当地域での駆け込み需要は、まだ見られないとの、そうした情報であり、各企業の従業員の給与が上がらなければ、さらなる買い控えも起こり、景気の後退を心配をしております。

2番目の少子高齢化・人口減少対策についてお答えいたします。ことし4月末現在の与謝野町の住基人口は2万3,787人で、そのうち65歳以上人口は7,413人となっており、高齢化率は31.16%に達しています。また、15歳未満の年少人口は3,005人で、人口構成割合は12.63%となっています。

次に、将来人口についての推測ですが、第1次総合計画策定時に行った推計では、約20年後の平成32年には2万1,423人となり、現在と比較して約2,400人程度減少すると見込んでいます。また、京都府が行っている人口推計によりますと、約30年後の平成42年の与謝野町の人口は約1万8,900人にまで減少すると見込んでおり、その時点の高齢化率は38%、年少人口の構成割合は約10%となる見込みを出しております。さて、人口の減少、少子化、高齢化は、町の存亡にもかかわる大きな問題と捉えて、町政の柱として、これまでから取り組みを進めております。まず、子育て支援策として、子育て支援医療や母子・父子家庭への医療費助成、さらには不妊治療助成を継続的に実施しております。また、保育所においては、ゼロ歳児保育、一時保育、時間外保育、広域入所など、保育サービスの充実に努めるとともに、子育て支援センターを3カ所、子育てサポートセンターを2カ所設置し、子育てに対する悩みの相談やアドバイスを積極的に行っています。

また、学童保育を加悦、野田川地域に6カ所常設し、岩滝地域の児童館とあわせて、放課後の子供たちの健全育成の場と、働く親の安心のための場の確保に努めております。さらに、体の障害や発達障害が懸念される児童に対しても、保育所や学童保育が利用できるよう加配保育士等の配置にも力を入れておりますし、療育の場の確保のためにNPO法人に与謝野町地域福祉空間整備事業費交付金を交付し、サービス基盤の整備を支援いたしました。今後については、本議会でご提案いたしております、与謝野町子ども・子育て会議条例をご承認いただきましたら、直ちに同会議を立ち上げ、子育て環境のあり方等について諮問をし、ご検討をしていただく予定としております。

次に高齢化対策についてですが、ことし3月1日に開設された「やすらの里」が象徴するように、与謝野町における高齢者の安心のための福祉基盤は、一定のレベルに達しているというふうに思います。今後は、住みなれた地域や住みなれた自宅で、これまで以上に住み続けやすい環境づくりのために、買い物支援などのインフォーマルサービスの充実を図る必要があるというふうに考えております。今まで申し上げましたように、保健・福祉サービスについては、合併当初から計画的・継続的に実施し、一定の成果を上げてまいりましたが、これらの施策だけでは若者の定住化の促進や人口減少化に歯どめをかける決定打とはなっていないのが現状でございます。やはり一定のレベルの生活の糧を得ることができる仕事づくり等が急務であると考えます。しかし、冷え込んだ地域経済を劇的に転換させる施策を町単独で実施することは、なかなか困難な状況でございますが、中小企業振興基本条例を柱とし、住民が一丸となる新しいまちづくりを目指してまいりたいというふうに思います。

以上で、和田議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご答弁、ありがとうございます。

それでは、2回目の質問を行わせていただきます。まず、1点目、消費税増税に対して町長の見解、認識をお聞きしたわけです。先ほどありましたように、私は消費税というのは経済活動、これにストップをかける税金だというふうに思っております。また、経済的には消費に対してペナルティーをかけるというとか、そういう効果があるものだというふうに考えております。先ほどお話ありましたようにですね、消費税増税法には景気条項、こういうのがありまして、この税率の引き上げの条件ですね、先ほどおっしゃいましたおり、経済成長率で名目3%、そして、実質2%を目指すというふうに引き上げの条件がつけられており、経済状況を好転させるということが上げられております。しかし、政府はことしの4月から6月、この経済指標ですね、これをもとにことしの秋までに増税実施の是非、これを判断するというふうに言われております。しかし、日本の経済はですね、失われた20年、こう言われるほど長期にわたって下り坂の状況であり、GDP、国内総生産ですね、これを数カ月の経済指数だけで、この史上最大の消費税、大增税ですね、この実施を判断するということは、私はできないんじゃないかというふうに思っております。

この消費税増税というのは、おっしゃいましたように経済とか暮らしにとっては大打撃を与えるというふうに、私自身も考えております。そもそも消費税というもの、これが社会保障に使われてきたという、この点も問題があるかというふうに思います。消費税が創設されて以来、この20年間、消費税が何に使われたかといえば、大企業の事業法人税ですね、この減税に回っているということも言い過ぎではないのかなというふうに、私自身、思っております。

次の質問についてですが、アベノミクスということでご答弁をいただきました。当町もですね、この影響で、先ほどお話がありましたように元気臨時交付金、たしか1億2,000万円やったかと思うんですが、これによって、いろんなことができるということは、確かにありがたいなというふうには思っております。そのアベノミクスという言葉は、すっかりおなじみということになったんです。この三本の矢ですね、これによって経済戦略をするということですが、確かに時間的なラグというものはあるのかもわからないんですけども、私の周りですね、そして、この地域の中小業者、お話をお聞きしますと実感をしていないという方が多くいらっしゃるんじゃないかというふうに思っております。消費の面でいえばゴールデンウィークですか、テレビなんかでもやっていましたけれども、百貨店では高級時計が売れるとか、高級弁当が売れるという、こういう報道もありました。また、円高ですね、資産100億円以上の、もうけた個人株主が38人に上るという報道もされておりました。

どんどん品物も高くなって5月からも電気料金、これが値上げとなりました。我々庶民にとっては経済がよくなったという、こういう実感は全くと言っていいほど、ないん違うのかなと思うんですが、この点について再度、町長のご見解をお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、今回の、こうした消費税増税につきまして、現段階では本当に、この先どうなるのか、全体像が見えてきません。非常に不透明な状況でありま

す。そうした中で、一部のテレビなんか見ておりますと株価が上がったり、また、下がったり、非常に、このことによって経済の状況もガタガタとしておりますし、とりわけ、この与謝野町織物業の中小企業者が多い、この町にとりましては決して生糸等の価格が上昇して大変厳しいというふうにお聞きをしておりますし、本当に、このことによって大きな効果として発揮しているとは感じられないのが現状だというふうに、先ほども申し上げましたけれども、そういうふう感じております。抜本的な税の改正あたりの論議がきっちりと進められる中で、こうした消費税の導入ということが上がってくるのであれば、ある程度の中身が見えて、それにどうしていこうという我々の気持ちも、それについていくわけですが、何か突然出てきて、こういった形で推し進められることについては、タイミングということがあるかとは思いますが、もう少し丁寧な説明や、そうした分析等をやはり明らかにしていただく必要があるのではないかというふうに感じております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。町長おっしゃるとおりかなというふうに思います。当町においてもですね、物品購入費や工事請負費、これが増大するという、歳出においてはですね、そして、上水、下水に関しては内税ということで負担がふえるということになるというふうに思っております。それで今現状の5%というのは、ご存じない方も、町民の皆さんは多いと思うんです。国が4%ですか、1%が地方に回っているという、これが地方消費交付税というものになると思うんですが、それで地方消費交付税について当然、これは23年の決算では約2億3,000万円ですね。2億3,000万円ほどあったかと思うんですが、これによってですね、地方消費交付税はふえますが、地方交付税が減らされると、このような認識はされてますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 中身につきまして、正確にお答えさせていただいたほうがいいと思いますので、企画財政課長のほうから答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからお答えさせていただきます。今、流れてきております情報の中では、今、議員が言われます地方消費税が増額をされる分と、地方交付税分が増額をされる分ということが、8%に引き上げられる場合、10%まで引き上げられる場合、双方において、それからが一応、設けられているということです。これを見る限りは地方消費税も地方交付税も国全体としては地方への配分がなされるということは読み取れるわけですが、これが、それぞれの都道府県、市町村に、どのように配分されるかは現在のところわかりませんので、何とも申し上げられないということかと思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、わかりました。ありがとうございます。当然ですね、交付税も減らされるというふうに、私は思っております。ですから、単純に喜んでみられない状況なのかなというふうに考えております。地方交付税の不交付団体ですね、これは東京だけなんですけれど、ますます、東京は丸々入ってくるという、こういう形になるかというふうに思います。これによって地方と東京との格差というものが、ますます大きくなっていくというふうに私は思うんですが、町長、いかががお考えでしょうか。

議長 長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） そのとおりだというふうに思います。国民といいますか、皆さんも、やはり格差が、貧富の差というのは今まで以上に大きくなるのではないかというふうに懸念はしております。

議長 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 次の質問に入らせてもらいます。消費税による町経済への影響、中小業者、住民への影響ということですね、これは中小業者にとっても住民の生活にとっても非常に大きな負担になるというふうに思っております。そもそも日本の消費税5%ですね、この消費税の負担が低いということなんですが、この日本の消費税、低いということで、引き上げの理由というふうによくされるのですけれども、しかし、国税の割合を見ると、日本の場合、24.6%ということで、非常に大きな負担をしているということで、ちなみに日本は消費税率5%であり、国税の消費税の割合というのは24.6%、イギリスは17.5%、国税に占める割合というのは23.7%、イタリアでは消費税が20%で国税に占める消費税の割合が27.5%、スウェーデンでは消費税率が25%で、国税に占める消費税の割合は25.5%ということになっております。また、伊藤さんではないんですけれども、アメリカ、アメリカという、日本はいろんな面についてアメリカを出してくるわけですが、アメリカには消費税はないと、各州で小売売上税ですか、これを設けておるということで、決してヨーロッパですね、社会保障が充実しておると言われておりますけれども、消費税、これが高いからではなくて、大企業が社会的責任にふさわしい負担をしているということが言われております。また、ヨーロッパはですね、生活品非課税の原則、これがあって、毎日、スーパーで消費税を払っている日本とは違うという点であります。例えばですね、山添議員、よくご承知のとおりですね、フランスではマーガリン、これが19.6%ですが、しかし、バターはですね、5.5%というようなことで、酪農補償のためにバターの税率を軽減したり、チョコレートですね、普通のチョコレートは19.6%、板チョコですね、これは5.5%に減税、これは庶民の食べ物としてということで税率を軽減をされているというふうになっています。ドイツですね、ドイツの場合はハンバーガーはですね、店内で食べると外食扱いということで19.0%、持ち帰りの場合は7%ということで、これは食材の扱いとして7%に減税されているというふうになっております。

日本の所得としてもですね、年間所得300万円という世帯が32%という現状ですね、当町の場合は200万円以下であったりという方も多いわけです。こういう低所得の方に対しては非常に消費税増税というものです、これは負担が大きいというふうに考えております。再度、申しわけないんですが、10%ということになると、私は本当に大変なことになる、異常な事態だというふうに思っておりますが、町長のお考えをお願いします。

議長 長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 昨日も、ある老人の方からお手紙をいただきました。今、この与謝野町に住まわせてもらっていることは大変うれしい、ありがたいことだと、しかし、年金が5万円、もっとそれ以下の方もいる。その中でお医者さんに行くにしても、もう今まではたびたび行っていたのを、2回のところを1回にするというような、そうした始末をしていかないと何ともやっていけない。今後、どうなるのかと思うと、身寄りのない私としては、もう早くお迎えが来てくれないかなと思うようなことも、たびたびあるような日がふえてきたみたいなんです。

だから、それに対して不満をおっしゃっているのではないですけども、やはりそういう状況であるということは少しでも知ってほしいという思いで書いてこられたんだと思いますし、また、先日も診療所の窓口へ行きました。電話での受け答えだったもので、私自身ははっきりわからなかったんですけども、本当はきょう行くことになっているんですけども、もう医療費といいますが、何百円のことでないんですけども、それが払えないので、もうきょうは行きませんというようなお電話がかかっているようなことがございました。

与謝野町は、先ほど、所得も少ない。また、年金も国民年金の方が非常に多い中で、非常に低い年金、生活保護以下の年金で暮らしておいでの方が多い、そうした状況の中で、わずか10%以下、5%アップすることによって、少ない金額の中での1割といいますと、非常に大きな値になるんだろうというふうな、そういう感じがいたします。きめ細かな、そうした消費税のかけ方ではなしに、乱暴なといいましたらあれですけど、一律ぼんとかけてくるというやり方については、やはりもう少しきめの細かい、心の通ったかけ方があるんじゃないかなというふうには、私自身は思っております。そうしたことがなるような、そういう形の導入を少しでも考えていただけたらなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 本当に消費税増税というのをですね、低所得者に対しては非常に負担が重いというふうに思っております。例えば電気代にしても、税金にしても、実際に上がってみては大変だということを実感されるということも、あるかもわからないですけども、これは明らかに、どう見てもちょっと負担が大きいのではないかなというふうに、私も思っています。また、地域の中小業者ですね、地域の業者にとっては、この2004年の免税点、1,000万円ですね、これに下がったことによって、これによっても経営が厳しくなっております。そして、この消費税というのをですね、経営実態が赤字ですね、これでもおさめないといけないものであります。それで全国では一部、または、ほとんど転嫁できないという業者がですね、半数以上もいるという、こういう状況です。

消費税というのは、景気の動向に関係なく確保できる、こういった税金ではあるんですけども、政府も景気について無策、これでも収入が確保できるという、こういった税金でもあります。一方はですね、国税の税金滞納額、これが6,800億円あるというふうに聞いておりますけれども、その半分は消費税であるという現状から、これ以上に消費税が増税されると倒産、廃業、こういうものがふえたりですね、中小業者の経営というものも、ますます厳しくなるんじゃないかなというふうに危惧をしているところであります。

時間もありませんので、最後の質問をお願いしたいと思います。少子高齢化、人口減少についてですけども、先ほどご答弁ありましたように、本当に一人でも、これは強制するわけでもないわけです。国や町が強制するということにはならないわけですけども、一人でも多くのお子さんがふえていただきたいというふうに私も思っております。その中で、前回、前々回ですか、12月議会でも不妊治療の問題、これは質問させていただいたわけですけども、これに対してはお聞きになった町民さん、私自身もちょっと納得できないかなというふうに思っておりますが、もう少し、この例えば体外受精ですか、体外受精に関しては物すごく費用がかかるというふうにお聞きをしておるんですが、もう少しこの点についても補助額をふやすなり、こういった検

討というのはできないのかどうか、その点をお願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところは補助制度にのっとった形での補助はさせていただいている町単独で、それプラスアルファということはしておりませんが、そういう形でお世話になれたらというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 不妊治療に関してはですね、精神的な苦痛であったり、そして、遠方の病院に通われる交通費、そして、治療費ですね、これも結構、大変な額になるわけです。だから、少しでもそういうこともお考えいただいたらありがたいかなというふうに思っております。

最後の質問ですけれども、保育所、学校の問題なんですけれども、子育てにおいては一般的に保育所や学校というものは、近くにあったにこしたことはないというふうに一般的には言われておるんですけれども、まず、保育所の統廃合を考える、先に保育所なのかなというふうに思っておるわけなんですけれども、財源だけのために統合されるということはないと思うんですけれども、今後のまちづくり人口対策も考えて実施をしていただきたいなというふうに思っております。

昨日の谷口議員の質問でもございましたけれども、私は若者に定住していただくとか、子育てをしていただく上ではですね、私は無料とまではいきませんが、例えば、給食費無料とか、そういうことも今後、考えていく必要があるんじゃないかというふうに考えてはおりますけれども、その点、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回、申し上げましたように、この議会でご審議いただく子育ての会議の中等で、それらのことも含めて、子育てするなら与謝野町という中で、どれだけの皆さんといいますか、子育てをしていただく上でのことができるか、それらも含めて考えていただくということも大事かなというふうに思っております。なかなかこの厳しい財政状況の中で、できるだけ集中してサービスを提供できるような形をとろうとしているわけなんですけれども、その中のサービスの内容についても若干なりともご議論いただける場面ができてくるんじゃないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 学校、保育所の再編についてはですね、ことし平成25年の町政懇談会ですか、これがテーマ、これ学校、保育所の再編についてということで7月10日からですか、されるということをお聞きをいたしております。ぜひ多くの参加がですね、いただけるようにPRしていただいて、また、多くの意見は、これをお聞きしていただきたいなというふうをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） これで、和田裕之議員の一般質問を終わります。

ここで11時ちょうどまで休憩をいたします。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前11時00分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして一般質問を再開いたします。

次に、5番、塩見晋議員の一般質問を許します。

塩見議員。

- 5 番（塩見 晋） それでは、通告に基づき一般質問をいたします。今回は与謝野町地域防災計画の原子力災害対策を町長に、学校評議員制度を教育長に質問したいと思います。23年3月に起きた福島の原子力発電所の事故は2年が過ぎた現在でも、その対応に苦慮している状況であり、二度と起こしてはならない災害ではありますが、万々の事故に対応する計画は必要で、早期の策定が急がれているところであります。先月22日に与謝野町防災会議が岩滝保健センターで開かれ、原発事故発生時の迅速な住民避難や医療体制の強化などを新たに盛り込んだ地域防災計画をまとめたとの新聞報道がありました。

私は防災会議については22年12月と23年9月の定例会で一般質問をしておりますが、今回は新たに加えられた原子力災害対策についてお聞きしたいと思います。計画は、まだ公表される段階まできておりませんので、その詳細については存じておりませんが、報道された記事などを参考にして質問をいたします。

国の原子力安全委員会は、原子力災害に対応する防護範囲をEPZとして原子力施設から半径8キロから10キロの防災対策を重点的に充実すべき地域としていましたが、EPZにかえて、現在は原子力施設から半径5キロ以内をPAZとして予防的防護措置を準備する区域、また、原子力施設から30キロ以内をUPZとして、緊急時防衛措置を準備する区域としております。また、国の原子力対策指針の中にUPZ、いわゆる30キロの範囲外であっても、その周辺に防護措置が必要となる場合がある。その具体的な範囲については、今後、原子力規制委員会で検討し、指針に記載するようになっており、それはPPA、いわゆるプルーム通過時の被曝を避けるための防護措置を実施する地域のことです。こういう状況の中で与謝野町をUPZの範囲に含まれないが、防護相当措置を実施する地域とした理由についてお尋ねをいたします。

次に、当議会においても3. 11の東日本大震災による津波と原子力災害に対する与謝野町地域防災計画の見直しを問う各議員への答弁で、町長は京都府の計画と整合するようにするため府の計画の策定を踏まえて与謝野町も計画を見直していくとのことでありました。現時点の京都府の計画は原子力発電所防災対策暫定計画となっています。24年3月に修正されたものであります。そして、京都府防災会議の地域防災の見直し部会では昨年12月にはPAZは高浜原発から5キロ、UPZについては高浜原発は30キロ、大飯原発は32.5キロとし、集落の単位で範囲を設定すると決めております。また、本年3月には被曝量についてなどの変更がされていますが、その中にはUPZ区域以外の与謝野町のことは何も書かれていません。京都府地域防災計画との関連は、どのようになっているのでしょうか。

次は、私の文書表現のまずさで意図しない文言になっておりまして、若干書いていることと違いますが、お許しを願いたいと思います。答弁がいただけなくても、また、再質問のときにお伺いしたいと思っております。

京都府防災会議幹事会の、これは25年1月の見直しで大飯発電所のUPZがおおむね32.5キロとなっています。UPZが自治体の判断によって決められるのであるなら、現在、停止中の高浜原発のUPZも30キロでなければならない大きな理由はありません。今後の状況によっては与謝野町の一部がUPZの区域に入っていくのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

最後に、今回、まとめられた与謝野町原子力災害対策編では事故発生時の避難場所への迅速な誘導方法や緊急被曝訓練の定期的な必要性なども盛り込んであるとの報道でした。住民にとって避難が、この計画の中で一番重要な部分であると思いますが、今回、避難計画は策定されていません。放射性物質の拡散によって屋内退避や他地域への避難などを適切な判断で行わなければなりません。原発事故の際には宮津市から4,300人の避難者を受け入れる予定となっています。今後、府や市と協議して受け入れの施設などを決める方針となっているようですが、与謝野町の住民避難との調整など、その方策についてはどのようなになっているのでしょうか。以上を原子力災害対策の質問といたします。

次に、学校評議員制度について、質問をいたします。この制度について、与謝野町の各学校の取り組みの詳細について、教育長にお聞きいたします。総合計画の学校教育の中で地域とともに育てる楽しい学校として学校評議員制度の充実や保護者、住民などの学校運営への参加促進など、地域の力を活用することにより信頼される学校づくりをしていく必要がありますと記載されています。この制度は平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして学校評議員制度が導入され、平成12年1月に法制化され、全国的に実施されてきております。与謝野町では旧町時代から導入され現在に至っております。まず、与謝野町学校評議員制度実施要綱を見てみますと、その第1条に学校が地域に開かれた特色ある学校づくりを推進していくため、保護者や地域住民等の意向を把握及び反映し、その協力を得るとともに学校運営の状況等を保護者や地域住民に周知するなど、学校として説明責任を果たしていく観点から、学校評議員制度の導入を図るものとなっております。

また、評議員の役割として保護者や地域住民等の意向を踏まえ、学校運営に関する協力者として学校長の学校運営を支えるものであり、校長の求めに応じて一人一人が、それぞれの責任において意見及び助言を述べるものとする。そして、評議員は校長の推薦により教育委員会が移植する。校長は意見等の聴取に当たっては児童・生徒の個人情報等の取り扱いに十分配慮するものとし、あらかじめ学校評議員に対し、守秘義務を課するものとなっております。また、第8条には校長は学校評議員に意見を求めた事項、評議員から出された主な意見、意見が学校運営に生かされた事例などを教育委員会に報告書を提出するとなっております。

そこで、与謝野町において学校評議員制度の活用の実態や意見を求めた事項と、その成果についての現状が知りたく、教育長にお尋ねいたします。

以上で、初回の質問を終わりといたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 塩見議員ご質問の1番目、地域防災計画の原子力災害対策については、私からお答えをいたします。東日本大震災以降、国をはじめ各地方自治体において、地震・津波対策の抜本的強化や原子力災害対策などを中心に防災対策の抜本的な見直しが進められています。原子力災害対策に関しましては、これまで原子力規制委員会の発足、防災基本計画や原子力災害対策指針の改正などの法整備が進められてきています。これらの改正の中で、原子力災害対策重点区域として、原子力発電所からおおむね30キロに含まれる地域が、防災対策を重点的に充実すべき地域として、いわゆるPAZ、UPZの地域として、あらかじめ原子力災害への対策を講じてお

くことが義務づけられました。京都府も、これを受けて、本年2月に、府地域防災計画が改正され、防災対策を重点的に充実すべき地域として、高浜原子力発電所から30キロ、大飯原子力発電所から32.5キロの範囲が、この地域に設定され、あわせて、これらの地域住民、約12万7,000人の広域避難の計画が盛り込まれました。また、府内の、このUPZの地域に含まれる市町においては、住民避難計画を含む原子力災害対策計画が策定されております。

まず、1点目の防護措置相当を実施する地域とした理由でございます。先ほど、お答えいたしましたように、京都府内においては防護対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、高浜から30キロ、大飯から32.5キロの範囲の地域が設定されており、本町は高浜からは30.5キロから43キロの範囲に、大飯からは43キロから57キロの範囲に位置しております。したがって、本町はUPZの地域外に位置することとなり、原子力発電所の事故に対する災害対策をあらかじめ定めておく法的義務はありません。しかしながら、原子力災害対策指針ではUPZ以遠の地域においても防護措置が必要となる場合があるとされており、今後、PPAといわれる地域として、具体的な範囲や、必要とされる防護措置を検討していくとされております。これらの状況を踏まえまして、本町は高浜や大飯のUPZの区域外に位置いたしますが、UPZの地域と同等の措置が必要とされる、そうした可能性も全く否定できない、万が一の場合も考えておく必要があるということから、新たに地域防災計画に原子力災害対策編を策定させていただいたということでございます。

なお、本町の計画では国の指針に掲げられている防護対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方を踏まえて講ずべき対策を定めておくこととし、防護相当措置を実施する地域として、町内全域を対象とした計画を定めております。計画の策定に際しましては、京都府や町防災会議委員の皆様にご意見をお聞きし、また、パブリックコメントを実施する中で、5月22日の町防災会議で、ご承認をいただいたところでございます。今後も、国の防災基本計画などの改訂が順次行われる予定であり、それらの改訂を踏まえて順次、本町の地域防災計画に反映する形で適宜見直しを進めていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の京都府の原子力発電所防災対策暫定計画の中には、UPZ区域外の与謝野町のことは何も書かれていないについてでございます。京都府では東日本大震災以降、速やかに原子力災害対策に関する暫定計画を策定されましたが、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正を踏まえて、2月1日の府防災会議において、府地域防災計画、これは原子力発電所対策計画編の見直しを行っておられます。議員ご指摘のとおり、府地域防災計画では、本町はUPZの区域には入らないため、本町のことは触れられていません。本来、地域防災計画の策定に際しましては、国の防災基本計画や都道府県の策定する地域防災計画に抵触してはならないとされております。しかしながら、先ほどもお答えいたしました、万が一の事故を想定する必要があることから、本町でも原子力災害対策編を策定いたしました、策定に際しましては京都府と十分な調整を行ったものであり、防災基本計画などの上位計画に準じた計画としているものでございます。また、原子力災害が発生した場合には、速やかに京都府から情報提供を受けることや、万が一、本町に原子力災害の影響が及ぶと予想される場合には、国や京都府もUPZの地域同様に対応することなど、京都府と調整を行っているところでございます。

3点目の、本町は大飯原子力発電所からのUPZ圏内32.5キロメートルの区域に入ってい

るのではについてでございます。先ほどの答弁となりますが、本町は大飯原子力発電所からは43キロから57キロの、その範囲に位置しているため、UPZの区域には入っておりません。

最後に4点目の原発事故の際に宮津市から4,300人の避難者を受け入れることになっているが、その方策等についてでございます。京都府では2月に改正した地域防災計画には、府内のUPZ圏内の住民、約12万7,000人の広域避難の計画が盛り込まれました。この避難計画では、西方向に避難する場合には、宮津市から4,300人を本町で受け入れることとされております。具体的な行動につきましては、今後、京都府が主体となり、避難する側の市町、受け入れる側の市町による全体会議を行い、避難に要する物資・資機材の分担やスクリーニング実施の考え方、具体的な避難場所などを個別調整により進めていくこととなります。この個別調整は6月から8月に予定されておりまして、今年度中には具体的な受け入れの計画を策定していくこととなります。計画の策定に際しましては、町民の皆様方のご理解をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

今後も順次、国の防災基本計画などの改訂の動向を踏まえて、京都府等と連携し、原発事故から町民の命と暮らしを守る防災対策を推進していきたいというふうに考えています。

以上で、私からの塩見議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 塩見議員の学校評議員の活動の実態についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員、先ほど紹介されましたとおり、学校評議員につきましては、端的に申しますと保護者や地域住民等の意向を踏まえ、学校運営に関する協力者として校長の求めに応じて意見や助言をいただき、学校運営や教育活動に、それを生かしていく制度であります。各学校で3人程度の方を校長から推薦いただき、教育委員会から委嘱しております。具体的な活動状況を申し上げますと、学校評議員が一堂に会しての会議というものは、特に規定されておきませんが、多くの場合、会議を学期に1回程度の開催し、意見を伺っており、学校の現状を報告したり、学校運営等についてのご意見をいただいているところでございます。

また、式典をはじめ運動会や授業参観等の学校行事につきましても、ご案内をさせていただいており、園児・児童・生徒、先生方の様子や地域や関係団体等と学校がうまく連携、協力が図っているかなどの実態把握や学校に対する地域の声を収集していただくなど、地域と学校とのパイプ役をも担っていただいております。

次に、意見を求めた事項についてでございますが、各学校によって、若干異なっておりますが、おおむね地域での子供たちの様子や教育目標、教育計画等、教育活動全般について、また、学校経営方針等について意見を求めているところであります。また、その成果についてでございますが、地域での児童・生徒の様子をはじめとする各種情報を得ることができ、教育活動上に指導していく上で役立っておるところであります。教育活動面においては、交通安全や防災意識の高揚などの指導を行い、児童・生徒、教職員が改めて安心・安全面についての意識づけを持つことができたりしているところであります。地域との連携、協力につきましても夏休みのラジオ体操、PTAや老人会にも呼びかけする学校もあり、各種団体との連携の充実や地域からの情報を得やすい環境づくりをすることによって開かれた学校づくりにつながっているところでございます。

以上、簡単でございますけれど、ご質問の答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは、まず、最初に原子力災害の防災計画の件について、町長にお尋ねしたいと思います。質問は四つに分けておりましたけれども、分離できない部分もありますので、重なる部分もあるかと思うんですが、まず、一番最初にお尋ねしたいのは、原子力規制委員会が出している原子力対策の指針ですね、これ24年10月31日に出したのですが、UPZの最大半径は原子力施設から5キロから30キロの間で設定されていること等を踏まえ、原子力施設から、おおむね30キロを目安とすると、なお、この目安については主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるように検討した上で、継続的に改善していく必要があるということになっておりまして、必ずしも、その30キロにこだわらなくてもいいというふうに私は受け取っております。

そこで、先ほどの答弁の中でもお聞きしましたが、はっきり言うと500メートルの差で与謝野町はUPZの中に入っておりません。これに先ほど、入ると入らないとでですね、どのぐらいの、町がせんなん対応についてですね、たくさんあると思うんですが、一番重要なことはどういうことに、その違いがあるのかなというふうに思うんですが、象徴的なことを3点か4点ぐらいお聞かせいただければと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず、考えられますのは町民の方の避難ということが、まず、大きなことになろうかというふうに思います。そのほかにも、それに伴います避難の手段は、また、その避難地はというようなことが含まれてくるというふうに思いますし、実際に、その放射能の汚染が、どの程度、本当にあるのかどうかという、そういう調査等も当然、含まれてくるかというふうに思います。それが30キロ以内の場合には、当然、そうしたことが行われるわけですが、そうしたことが外れているところについて、おっしゃるように、たった500メートルの違いがあるというのは、我々としても、あまり納得できないので、そうしたことについての、しなくていいということになっておりますけれども、京都府との調整の中で万が一のことを考えて、それらも含めたことも、その範囲内として、もし、そうした場合のことも計画を、つくらなくていい計画ですけれども、つくっておこうと、そういう考え方で、今回、これをつくらせていただいたということでございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今、もう少し、ほかのことも教えてもらえるのかなと思ったんですが、1点、避難のことについてお伺いできましたけれども、私が調べている限りでは、このUPZの中に入っていないと、いわゆる電力の発電の事業者ですね、関西電力から直接、それぞれの自治体に事故の情報が入ってこないというふうになっていると思います。それから、そこに入っていないということで、いろんな対応をすることについて、国や府からの財政措置がない、いわゆる町独自で、そういうものをしていかなければならないという、こういうふうな感じのこともですね、調べている中で気がついたんですが、その点はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおりでございます。そうした場合には府を通じてとか、そうした別の方法でお知らせいただくという、そうした調整が必要になってくるかと思えます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 放射能というのは目に見えんもんで、500メートルが、どうこういうことじゃないんですけども、その範囲に入ると入らんとでは、結局、いろんなことがまるつきり違うということで、やっぱり地域の実情も加味してUPZの範囲が決められて、大飯は広がっていつておるといふ部分を考えると、この範囲を、高浜の範囲を決めるときに、与謝野町に対しては国も府も、とにかく何もどうですかとも、一言もなしに、ごく機械的に決められてしまったものなのか、その点についてお伺いしたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的な詳細な件につきましては、総務課長のほうから答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 塩見議員のご質問にお答えします。まず、初めにUPZの30キロの件です。これは30キロは動かしがたいということでご認識がいただきたいと思えます。

それから、今、ございましたですけども、相談があったかということでございますけども、これについては何も相談は特にございませんでした。それから、先ほど出ておりました、いわゆるUPZの30キロ圏内のことでございます。確かにおっしゃられましたように、今、電気事業者と申しております。電気事業者と直接、連絡が入ってこないじゃないかというやりとりを、これは電気事業者とも、京都府ともやりました。おっしゃるように、今度は地域防災計画の原子力災害対策編をつくるに当たって、この情報部網の整備というものを重視しておりました。直接、また、委員でもございます、防災会議の、電気事業者は。それから、京都府も防災会議の委員に入っていております。この辺のところをやりましたですけれども、これは調整といいますか、うちの意見が通りませんでして、これは何も与謝野町に限ったことではなく、30キロ圏外については、そういう国の方針なり、いわゆる指針が出ておまして、それに基づきまして、それは京都府が行いますといったことです。これは大災害、そういったことが起きたら、当然、京都府の責務がある。そういったことでご理解がいただきたいということでの、今回の災害対策編の中身となっております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、大飯発電所のUPZが2.5キロ広がったと、これはどういうわけですか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 私、これ京都府とも、直接行きて、お話をいたしました。そうした中で、30キロ、32.5キロについては、原子力規制委員会が指針に基づいて科学的根拠に持って出しておりますと、逆に、なぜ、おたくの町まで32キロという根拠を示してくださいと、こういったことも、これは言っていることが悪いことかわかりませんが、おっしゃいまして、いわゆる科学的根拠ということを出されておりましたということで、ご報告をいたします。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 国は一応、IAEAですか、その指針とか、それに基づいて被曝の線量をはか

って、一応していることなんで、なかなかそれがかわることとは思わんですけども、普通、考えると、よそは変わるのに、なぜ高浜は変わらんのだと、これは今、高浜はとまっておるで、そういうことになっとるかとか、いろんなことが思えてくるわけで、国としても、どこかに線を引かんなんということは重々わかりますが、それが500メートルで対応の仕方が雲泥の差であるということについて、これはもういたし方ないんでわかりました。

それから、あとは大体、聞いた中に入ってきましたんで、最後の宮津市から4,300人の避難者を受け入れるということについてですが、この原子力災害の住民避難計画は町長も大事で、また、今後も考えていくというふうにおっしゃいましたが、3月の定例会の一般質問で今田議員が、このことについて質問をされました。避難計画をつくらないとだめじゃないですかというような質問に、町長は、それはつくっていくという答弁でありました。きのう、議長が持っておられた防災計画をちょっと見させてもらったんですけど、そうすると、その中では努力義務みたいな、この避難計画をつくるということが、努力義務みたいな書き方でしか書いてなかったわけです。再度、避難計画を、本当に与謝野町はつくっていかれるのかどうかということについて念を押しておきたいと、このように思います。

議 長（赤松孝一） それでは直接、奥野総務課長、答弁をお願いします。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 塩見議員のご質問に私からお答えいたします。その点につきましても、今回の計画を策定するに当たりまして、ポイントとなったところなんです。これが、いわゆるUPZ以外という、圏外ということでございます。これは国、府との上位計画の策定の中で、これは努力義務ということでお願いしたいということがございました。いわゆる当初、うちの班ははかるというところまで踏み込んでおったわけです。それが上位の計画との関係ということで、これが1点あります。しかし、一方、原子力災害の、こういう住民の避難まで努力義務でも踏み込んだ思惑は今後については、やはり京都府、それから関西広域連合、当然、避難の関係が関係してきます。そういった中で、うちとしては、こういうような計画を持っておりますから、当然、そういったことも含めて、今後、対応をお願いしたいという意味も込めまして、こういった表記ではございますけども、この計画にかけまして、防災会議の委員の皆さんに承認をいただいたということになっております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 課長は、そういうふうにおっしゃいますが、実は京丹後市では高浜原発から与謝野町以上に離れております。宮津市も京丹後市にたくさんの方が避難するような形に一応なっております。京都府のほうから、そういう話も行っているようですが、京丹後市はですね、地域防災計画の原子力災害編と、それから、全市民の避難を想定した住民避難計画をことしの4月に発表しています。パブリックコメントも済ませて発表しております。

こういうことから思うと、つくったもん勝ちだというような感じもするんですが、調整、調整と言っておられますうちにですね、災害はいつ来るかわかりませんし、高浜は動いてないといっても多くの使用済み核燃料を持っていますし、そういう部分で、ある程度、もっと町が自主的に早くつくらなければというふうに思うわけですが、この点、町長、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 京丹後市さんがおつくりになる、それは京丹後市さんのお考えだというふうに思いますが、決してつくったもん勝ちにはならないというふうに思います。やはり法に基づいた中で、幾ら何でもやはりよそからを受け入れなきゃならないという、その責務はあるわけですから、まず、それを履行することは大事だと思いますので、我々の町も、宮津市さんあたりから4,300人ですか、受け入れる、まずやはり、それを町として、きっちりとできる計画を、まず立てる必要があろうかと思えます。

それプラス、やはりそれ以上のことが起こったときに、また、宮津市さんの受け入れも受け入れられないような状況だって起こってくるわけですが、そうしたものを用心のためにつくっておくということは大事かも知れませんが、まずは、やはり受け入れをきっちりとできる、そうした中身を示すということが大事ではないかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） はよつくったもん勝ちだというふうなことは、あんまりいい言葉じゃなかったかも知れませんが、確かにですね、今おっしゃるように京都府からも、与謝野町は、宮津からの避難を要請されております。ところがですね、先ほど言いましたPPAの範囲というのは、大体、今30キロから50キロぐらいですね、半径で。そのぐらいを想定してPPAの範囲を出してきております、国は。そうすると、はっきり言って、どこにカーテンがあつて、ここからこっちは放射能が来んというふうなことじゃないんで、風向きやいろんな向きで、いつ与謝野町に、そういうものが入ってくるかも知れません。

ましてや、宮津の方が大変だと言うて逃げて来られる状況になったときに、果たしてそれでは、我々が、与謝野町の間がですね、さあじゃあここに来てくださいということで、ほんまに受け入れができるんだろうかと、我々だって逃げたい。特に女性や子供についてはですね、もうそういう事故があつた途端にですね、少しでも遠くに逃げたいという気持ちが出てくるのが当然でですね、下手をするとですね、誰もおられないところというのか、宮津から来られた方が受入体制もあんばいようできなんだところに来られるというふうな状況になることも想定はできるわけですが、そういうところまで考えられたんでしょうかということなんです。

特に、岩滝のもう500メートルぐらいしか離れてないところの方々については、非常にそういうことを心配しておられますが、この点はいかがでしょう。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まだ、そこまできっちとした調整やあれはできておりませんが、しかし、30キロ圏外、域外といいますか、それについては、先ほどもちょっと課長も申し上げましたように、一応、季節、あるいは、その風の状況等を科学的に分析した結果、西のほうへ来るとするのは非常に少ない、むしろ南のほう、南のほうへ流れていく、そうしたことも考えられると、ですから、ある程度の科学的な根拠を持っての指示だというふうに、何を信じていいのかわかりませんが、そういうふうに思っております。

ですから、与謝野町の中でも海に面しているところが一番あれなのかというたら、全く関係のない与謝野町内でも一番ひっかかる場所は、そうじゃない場所ですので、それらのことを考えますと、やはり一応、示された中できちとした計画を、やはり我々も持つ必要がありますし、まずそれをやった上で、そのほかの、原子力以外の津波等のこともございますでしょうし、あら

ゆることを想定する中での、もう少し充実をさせていくような計画にしていける必要があろうというふうに思います。幾ら計画ができましても、それを理解し行動をしていただくのは、やはり住民の方ですので、住民の方たちとの、やはりそうしたコンセンサスを得ながらという部分も大事になろうかと思ひますし、できるだけ早く、そうしたものを、つくったものを、やはりパブリックコメントをいただくなり、議会や、そういうところへお示しする、そうしたことに全力を挙げたいというふうに思ひます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 先ほど、宮津からの避難については、6月から8月にかけてですか、また、調整していくというふうなことをおっしゃったように思ひたんですが、実はですね、宮津のホームページに宮津市からの避難予定、原子力災害に備えてという中にですね、こういうことが書いてあるんです。

原発事故が起きた場合は、全市民が避難することとし、風向きによって西方面と南方面の2種類、避難先自治体とルートを定めましたというふうに、これ宮津のホームページに書いてあるんですが、ということは、もう既に決まっというふうなことでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まだ、定めておりません。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 新聞の報道にも、まだ、これから検討するというふうに、そこは書いてあったんですが、でもまあ一応宮津のホームページには、こういうことは書いてありますので、一応、また確認をしていただけたらなというふうに思ひます。

それから、放射能のモニタリングのスポットなんですが、私が調べた限りでは伊根にあります。それから宮津にもあります。宮津は2カ所ありましたかね。栗田と、それから京都府の事務所になっているところなんです。与謝野町にはありません。その近辺にあるのでわかるのかなというんですけども、事が起きたときには、やっぱりそういうものが非常に必要になってきますので、そしてまた、多くの避難の方を受け入れるという状況という中で、安全かどうかということをきっちと把握するためにもですね、やっぱり与謝野町にも、そういうものが要るんじゃないかなというふうに思ひますので、こういう部分についても、また、京都府との調整をしていただきたいなというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 同じテーブルの中で要望してまいりたいと思ひます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 計画の中でも、やっぱり後回しになつてる避難というのが一番大事なことで思ひますので、町長も、そういうふうに思ひていただいているようです。ぜひ、一日も早い計画の策定をお願いしたいと思ひています。

それでは、学校評議員のほうにかえさせていただきたいと思ひます。私が、いろいろと見ておる限りですね、この制度は学校側の都合で意見を聞くというふうな形に思ひてならないんですが、果たして、地域の声が本当に聞いているのかなということも、若干思ひたりもしております。

それから、もう一つ気になるのが、学校評議員は与謝野町の学校評議員実施要綱では、先ほど

言いましたように、教育委員会が委嘱するというふうになっております。国の学校教育法施行規則の第49条に、その3項にはですね、学校評議員は当該小学校の職員以外のもので、教育に関する理解及び見識を有する者のうちから、校長の推薦により当該小学校の設置者が委嘱するとなっておりますが、ここはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。それは、いわゆる設置者ということになりますと、町ということになります。しかし、その学校の運営上のことにつきましては、教育委員会のほうの所管にもなっておりますので、京都府教育委員会の見解は、うちの実施要綱のとおりでございまして、教育委員会が委嘱するということになっております。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、国の、いわゆる施行規則よりも京都府の言うことのほうが上だと、こういう解釈をしておけばよろしいのでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） これは、先ほど申しましたように、首長のほうが学校教育のことにしましては、教育委員会のほうに慣行的に委嘱しとるわけなんですね。それにのっとっておるわけで、その法律違反をしておると、そのようには思っておりません。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いやいや、僕はね、いわゆる行政側が委嘱するということのほうがですね、どういうか、学校とも離れたところで評議員さんが活動できるのかなというふうなことでちょっと思いましたんで、ここの部分を強調して聞いたと、こういうわけです。

それからですね、先ほど地域の実情や、いろんなことを校長がお尋ねするというふうになっておりました。そこでですね、保護者や地域の、いろんな住民さんは、自分の通学区内の学校評議員さんが誰かということを知っておられるのでしょうか。私の記憶の限りでは、学校のたよりを見てみましたが、そういうことは一切ないようですし、誰が学校評議員だということもわからなければ、なかなかいろんな、その地域の実情を話すということも、評議員さんに、難しいのかなと思いますが、この点はいかがでしょう。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。学校評議員につきましては、各学校それぞれの形で公表をしていると思っております。

それから、趣旨からいきますと、必ずしも公表する必要はないと思っております。それは、あくまでも校長が学校運営のために校外の人から、まあ言うたら教員以外の人からですね、先ほどおっしゃられましたように、その方々から意見を聞くという、こういう制度でございます。もともと、これにつきましては、言い過ぎになったらぐあい悪いんですけど、ここのところの日本の文教政策は、どちらかと言いますと、これは人口の密集地のほうですね、それらのほうの実態を踏まえた上での施策、多いんですね。学校評議員会にしましても、京都府の場合、大分おくれました。特に北部の場合にも、その設置がおくれました。それは田舎でございまして、いろいろな形で地域との連携、密着度というのは違うわけなんです。

大都会の中では、地域の中に学校がありながら、実は地域の学校とはなっていないというよう

な、そういう状況があるわけなんですね。だから、それらにつきまして、開かれた学校づくりという話が出てきとるわけなんですね。したがって、私どものように、このような田舎におりますと、いろいろな形で、その学校は地域の方々の意見とか、そうしたものを得ていたわけですね。そのために、何で屋上屋を重ねるような制度をつくるんだということは、当時、どの教育委員会のほうも議論はありました。そのため、京都府のほうではスタートが遅くなっていたことも事実です。したがって、今、学校では、例えば、もう地域のいろいろな方々と、そのパイプを持ったりしております。

例えば、民生委員の方、民生児童委員の方、そうした方々とも定期的に会合を持ったりしながら、意見を聞いたりしておりますし、それから、人権擁護員の委員の方々とも、それから地域のPTAはもちろんですし、だから、そのいろいろ地域の意見を聞く、そのパイプというのは、田舎であるがゆえにたくさんあると思っております。その意味で、学校がいろいろ学校運営にかかわってのこと、教育活動にかかわってのことについての意見というのは集めやすくなっていることは事実です。しかし、評議員さんが違うところと言え、あえて言えば一つの任務をお願いするわけですね、その意味で、その任務を自覚した目で日常の学校のほうをいろいろ眺めていただき、考えていただくという、そこがちょっとやはり違う点はあると思っております。

一応、それらの意見を、やはり校長が聞きまして、校長が取るべき意見だと思えば、それを取り入れて、そして学校運営や教育活動に資しているというのが実態でございます。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 委員さんは公表されているようにおっしゃいましたが、なかなか私としてははっきり言いまして、その地域の学校評議員さんが誰かなということは、卒業式とか入学式に行つて、この方かなという名簿がありまして、わかる程度です。ほかの地域の方については、もうさっぱりわからないような状況です。

それから、今言われますように、田舎では学校と地域は、かなり密着をしていると思いますが、ただですね、今おっしゃったようにその方の知見でですね、いろんな意見を校長が聞くということ、これは非常に大事なことだと思います。ところがですね、校長が、こういうことについてどうですかということを言わなければ、あんまり答えられにくいような雰囲気、先ほど学期に1回集まっておるといふなことをおっしゃいましたけど、全ての学校が、そうなんかどうなにかわかりませんけども、学期に一遍集まって、果たして実際に、そういうような意見が聞かせていただいているんだろうかと、学校側がですね。そして、果たしてですね、その時間は、どのぐらいの時間を持っておられるのか、そういうことについてもですね、もう全然、我々にもわかりませんし、インターネットで見えますとですね、これはある学校ですけども、学校評議員さん、こういうことを校長が質問しまして、こういう返事がいただけました。こういうほうに、それを取り入れてやりましたというふうなことがですね、事細かにちゃんと出ている地域もあります。

そういうわけで、何か教育というと何かちょっとベールの中にあるかなというような気がするような部分もあるんですが、いろんな面でですね、複雑になっている学校運営の本当の助けになるようにですね、いろんな情報もやっぱり評議員さんにはお知らせして、いろんな意見をやっぱり聴取していただきたいと、このように思っております。

それから、学校評議員とは違いまして、今回の質問の中には出しておりませんが、地方教育行政法の中には、学校運営協議会制度というのがあります。これなんか委員さんは教育委員会が任命するというふうな、もう一段どういうんですか、しぼりの緩いような形で学校運営に協力をするというふうな制度もあるようですが、通告しておりませんので、それは後だと言われれば、それまでですが、ここについても、どういうふうなお考えをお持ちなのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。今、それはコミュニティスクールのお話でございます。今、安倍内閣のもとで教育再生実行委員会というのがありますが、そこでもコミュニティスクールということをおっしゃられます。これにつきましても、基本的な、そうしたものが出てくるのは、先ほど申しました状況が、実態と背景があって、そのコミュニティスクールというのが構想が出てきておるわけでございます。したがって、それはまた、ある意味では、評議員制度ともダブっていつておるところになる、形になるんですね。日本の文教政策、最近のところ、そうしたいろいろな制度をつくり、また違うやつをつくりという、そういう形が多くございます。これ以外にも、例えば、市、学校、地域支援本部事業とか、これも地域が学校を支えていくという、そういう取り組みなんですね。そうしますと、いろいろな、逆に言いますと、組織をつくっていくという、そういう形になってきとるわけですね。そうしますと、末端の教育委員会としましては、次々にいろいろな組織、核をつくって対応していかんなんという、そういう話になつとるわけですね。したがって、ある意味では取捨選択していかなければ、小さい自治体においてはもちませんということでございます。したがって、今、学校運営協議会ですね、それにつきましては、しかるべきときには、そのような形をしていかなければならないことは出てくるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

いずれにしても、ちょっと学校コミュニティスクールというのは、ちょっと学校運営の全体にかかわって、非常に大きな権限を持っている形にもなりますし、それらが、果たして実態どおりにできるかどうかということには、いささか疑問な点もあり、それぞれ検討していかなければならないかと思っております。

以前、この議会でもお答えしましたが、京都府はちょっと違った形で、その学校運営協議会というのを研究していくということを聞いておりますので、それを正直なところ待ってるところです。

例えば、人事についての、その意見ですね、それらまで踏み込まれますと、教育行政として果たして、それが適切なことかどうかと、妥当なことかというような疑問も大いにあるわけなんですね。だから、そうしたものを研究しながら、新しい形のコミュニティスクールのあり方というもの京都府、府教委のほうは研究していくということを聞いておりますので、その動向を見守っていきたいというところであります。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 後から質問した、その他の部分は非常に詳しく答えていただきましたので、最初にお尋ねした、いわゆる学校評議員さんの活動がですね、我々に、いや地域にですね、見えるような形で知らせてもらうというようなことができないもんだらうかなという、そういう部分につ

いては、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 失礼いたしました。申しわけありません。

それこそ、学校だより等で私どものところに報告は、年度の終わりには上がってくるわけでございますので、報告したものを学校だより等でお知らせするように指導はしていきたいと思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 学校だよりも、我々の地域では、育友会のお世話になっとる役員さんの名簿でも、個人情報という関係で全部抜けておったり、非常に、とにかく子供が何かに入賞したとか、何とかいうんでも名前が抜けておったり、非常に、そこまでせんなんかなと思うほど神経質になっておられるような部分もあります。

学校へいろんな意見や思いを伝えるということは、これは別に学校評議員でなくても、やはりそれぞれの保護者も地域の方々も思うことは、やっぱり伝えてですね、しっかり受けとめてもらえるというふうな状況になっていると思っておりますのでですね、ぜひともですね、学校運営がうまいこといきますようにですね、今後も努力をお願いしたいということを言いまして、お願いしまして質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） ご質問ありがとうございました。学校評議員という制度につきまして、ご質問をいただき、そして、皆さんにご理解していただけたということは、非常に私どもとしましては、うれしく思っておる次第でございます。したがって、議員ご質問の中で、いろいろ出された点につきましては、学校のほうに伝え、指導し、より開かれた学校で、いい子供たちに教育ができるよう努力していきますので、一つまたご指導、ご鞭撻よろしく申し上げます。

5 番（塩見 晋） ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） これで、塩見晋議員の一般質問を終わります。

ここで13時30分まで昼食のため休憩といたします。

（休憩 午後 0時04分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして一般質問を再開いたします。

次に、3番、有吉正議員の一般質問を許します。

有吉議員。

3 番（有吉 正） 議長のお許しを得ましたので、私は通告のとおり岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更についてを町長に質問いたします。

件名のところが、2行目が総合西部計画になっておりますが、整備にご訂正をいただきたいと、このように思います。失礼をいたしました。

私は、この岩屋西部辺地の計画を変更して、あるいは追加をして、岩屋のいろんなことをやっていただきたいと、整備をしていただきたいというような質問は何回かさせていただいております。福祉の里を完成し、あとは岩屋川線ができてからというようなご答弁をいただいておりますが、今の地域の現状を見ておりますと、農業、あるいは、いろんなことでおくれがあるわ

けでございます。特に農地につきましては、ほ場整備、いわゆる農業基盤整備ができていませんので、大変どうしてもおこなっております。水路等も少しずつは農地・水・環境向上対策のお金を入れながら、あるいは、地域の方のご協力を得ながらやっておるわけですが、なかなか大きな水路、そういったところは大変お金がかかりますので、やはり辺地計画に入れていただいて、農業基盤整備、特に水路整備、農道整備に力を入れていただきたいと、このように思っているわけでございます。

そこで、ぜひ地域の現状を見るにつきましては時間がございません。これはぜひ、取り入れていただきたい。主に大門線と農業基盤整備、それから2番目に書いております辺地法で定める施設は診療施設もあると、そのように載っております。病院及び診療所、これらに従事する医師等の職員宿舎並びに診療の用に供するために必要な設備、備品等、ですから、いろんなことができると、このように書いてあります。

今、徳山先生が引退された状況のままでございます。どうか、町長も、そちらの世界にはお詳しいですから、どうか一つ、こういったことも辺地整備でできるんだということも頭に置いていただきながら、何とか医者がないというところから脱却できる手だてを、これも頭に置いていただきたいと、このように思うわけでございます。

それから、三つ目に書いております辺地の整備の中には電灯用、電気供給施設にも使えと、このようになっております。もちろん、今、電灯がないという時代ではないわけですが、脱原発を目指す、町長も、そういったことのお考えであろうと、ご発言を聞いておりますと、そのように思っております。また、こういった行政として、そういったことを進めることも大事ではないかなと。法人でも岩屋でも、あるいは幾地でも太陽光発電がなされております。辺地とは関係ありませんが、隣の京丹後市でも大々的にやられると、このように新聞報道にもあったと記憶しております。また、これが産業振興にもなることが考えられるのではないかなと、このようにも思います。こういった施設が、辺地整備で使えるのかどうか、この辺についても確認をさせていただきたいと、このように思います。

これで、私の1回目の質問を終わります。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 有吉議員ご質問の岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更についてお答えいたします。

まず1点目、岩屋地域の農業用水路等の整備について、地域全部をするには何年かかるのかについてでございますが、ご承知のとおり、本町におけます農地や農業用水路等の整備につきましては、受益者である、主に地域からなる組織等が主体となって進めており、その財源としましては、基本的に農地・水・保全管理支払交付金や、中山間地域等直接支払制度の活用も含め受益者の負担を伴うものとなっております。したがって、地域の農業用水路等の整備に関する見通しや計画は、その地域が主体となって検討していただくことと考えております。また、岩屋地域の農地の荒廃は目の前であるとのご指摘につきましては、町は現在、国、府の方針に従い、町内全地域を対象に京力農場プランの策定を推進しています。この京力農場プラン、京都の力と書きますが、京力農場プランは高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題を解決するため、

地域の皆さんの話し合いにより作成するものであり、町としましては、プランの作成が岩屋地域の農地の荒廃をとめることにつながるというふうを考えておりますので、プラン作成に向けた地域の話し合いに取り組んでいただくことを期待をしております。

次に、２点目の辺地法で定める施設は、診療施設もある。岩屋に医師の手だてをとということについてお答えいたします。

現在、岩屋西部辺地に係る総合整備計画では、町道岩屋川線道路改良事業、岩屋簡易水道施設整備事業を上げ、財政的にも有利な辺地債を活用して事業を進めているところであり、現在、両事業の平成２５年度事業計画に沿って、総合整備計画の変更を行うべく作業を進めているところでございます。

さて、辺地計画を活用して、岩屋に医師の手だてをとのご質問でございますが、議員のご指摘のとおり、辺地に係る公的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律でいうところの、公共的施設には診療施設も該当し、同法第２条第２項で明記をされております。現在、町では国保診療所を運営しておりますが、皆様ご承知のとおり、再三にわたって医師確保に苦慮してまいりました。ようやく今回の補正予算にも計上させていただいておりますように、医師の診療体制が整いつつありますが、安定経営までは、もう少し時間を要するものと考えております。このように国保診療所の運営が非常に厳しい状況にある中で、去る１２月定例会の一般質問で、有吉議員、塩見議員からのご質問にお答えいたしましたとおり、新たに町が医療施設を建設することは、全く考えておりません。町内には、岩屋以外にも医療施設のない地域がございます。その全てに医療機関を建設することはできません。全国的に医師不足、医師の地域偏在が叫ばれる中で、医療機関のない地域の皆様には多少ご不便をおかけしましても、丹海バスやひまわりバス、社協にお世話になっております福祉有償運送等の公共交通を利用するなどして、医療機関に通院していただくよう、お願いしたいというふうを考えております。

町といたしましても、どんどん高齢化が進む中、将来にわたって通院等の足の確保は大きな課題となっておりますので、何とか支援をしていきたいという思いから、このほど２００円バスの導入について、与謝野町公共交通会議にご提案し、ご承認をいただいたところでございます。これによりますと、現行運賃では岩屋上から石川の国保診療所までが３００円、また、岩屋上から府立医大附属北部医療センター、これは旧与謝の海病院までが５２０円となっておりますが、一律２００円となるよう、１０月の運用開始に向けて現在、準備を進めているところでございますので、こうした公共交通等をご活用いただくよう、ご協力をお願いしたいというふう考えております。

最後に３点目の法人で太陽光発電が始まっている、行政として脱原発を目指して、太陽光、小水力、風力発電などに取組めないかについて、お答えいたします。議員ご指摘の太陽光、小水力、風力発電のエネルギーは、小規模分散型で、これまでエネルギー生産地とは考えられていなかった地域でもエネルギーをつくり出せることが魅力であり、なるほど地域振興や産業振興にもつながるものというふうに思っておりますが、費用対効果の視点も含め、行政として積極的に取り組むつもりは現在のところはございません。以上で、有吉議員への答弁といたします。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

３ 番（有吉 正） まず、今、西部辺地の整備計画は、岩屋川線、それから水道というふうにおっし

やられました。それで手いっぱいだというような感じがしたわけですが、例えば、これも、この議会、私、議会でも何度も言うておりますけども、辺地で農道整備をされたこともあります。これは旧野田川のころです。それから、この辺地債でやられたのに、たしか加悦のゾブ川、これ辺地ではなかったかなというふうに思います。もちろん町長が言われるように、受益者負担金を出すわけなんですね。受益者負担金を辺地であっても、そのかわり、私も農地・水・向上対策は関係しておりますので、大変よく知っております。ただ、岩屋の場合は内容わかっております。それから、岩屋の場合は農振農用地の面積が少ないですから、非常にお金が少ないわけなんですね。農振農用地の面積に応じてお金が出ますので、それから中山間地につきましても、農振農用地の面積が、これ絡んでおりますので、大変、例えば、加悦の与謝地域であるとか、温江地域であるとか、よそのことは、詳しいことまでわかりませんが、全然、お金の規模が違うわけなんですね。そういったことを考えますと、ぜひ、辺地債で整備を進めると。

それから、大門線のことについては、どのように、お答えの中には入っておりませんが、どのように考えておられるのか。それから、今の農業機械は大変大きくなっております。そういう点を考えていただいても、ぜひこれを組み入れていただきたいと、このように思います。

それから、もう1点、今回でちょっと質問しておきますけども、電灯用、電気の供給施設も使えるようになっておるんですけども、こういうのには当てはまるのかどうか、それだけを確認しておきたいと、このように思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 岩屋の辺地をどう活性化していくかという大変重大な、また、本当に、そういう辺地を盛り上げていくための手法として、辺地債を使ってやるということ、これは十分承知をしております。ただ、その中で、先ほどちょっと申し上げましたように、町全体として、そういう京丹波農場プランというものを、これは義務ではございませんけれども、そういうものを作成して、そして、その中に地域の方の思い、そうしたものの盛り上がり、まずありませんと、やはりそれを取り上げて進めていくということができませんので、やはりそうした話し合う場を、まずつくっていただいて、それに対して町も一定のいろいろな、こういう方法はどうかとか、あるいは、こういう資料を提供させていただくとか、やはりそうした地域の話し合いの中に、職員を出前講座のような形で派遣をして、地域でどういうことを要望しておられ、どういうまとまりをしていくのかというような、そういうものを、まず、つくり上げてからの話ではないかというふうに思っております。

先ほど、エネルギーの話もございましたけれども、それらも恐らく、こうした中では使えるのだろうというふうに思いますけれども、それらにつきましても、地域全体で、じゃあどうということを取り組んでいきたいのか、どうしていくのかというふうなところを、まずは、話し合いをしていただく必要があるのではないかというふうに思っております。

農家組織そのものが小さかったり、規模が小さかったりということはあると思いますが、そういう農家の組織の代表者の方たちの会議等でも、それらを啓発していく、そういうお手伝いをすることで、一定の方向性が見出していただけたいというふうに考えております。

確かに、この問題を解決するには、まず、地域の皆さんの話し合い、どうするのかという、そうしたまとまりが必要かというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 京力農場プランも、私よく知っておりますし、農地・水・環境向上対策でも、地域の農会長さんなり、いろんな話し合いの中で水路整備を進めてきたりね、やってきとるわけなんですね。

例えば、向上活動、農地・水・環境対策の共同活動と促進費というのがあったのが、向上活動が新しく生まれて、促進事業というのはなくなっただけなんですけども、共同活動については平米4,400円だったのが3,300円に共同活動がおろされたり、岩屋全体で約120万円ぐらいなんですね。ですから、そのお金で水路整備をずっとしてきとるわけなんですね、現実問題。

それなら120万円で、どんだけの水路が直せるのかと、そういった中で、いうたら話し合いをしながら進めてきておると、そんなら大きな水路、例えば1メートルぐらいの断面が要するような水路になってくると120万円で、とってもではないけど何メートルできるかと、こういった現状があるわけなんですね。

ですから、話し合いはずっと進めておりますし、今度の京力農場プランについても、結果はどうなるかわかりませんが、そういった話し合いを進めていく予定を、もちろん町がプランを作成していただけるわけなので、地域の声をまた一つ吸い上げる機会にもなるだろうと、このように思います。でも、結局はどこに行き着くのかと言いますと、水路が直さなったら、誰でも守りができる田んぼにならないと、もしこれが荒れてしまったらどうなるんだろうと。それから、国や町のおかげで地域を囲むフェンスはできました。これでかなり有害獣対策には、完全ではありませんけども、なっております。

そういった中で、中にはイノシシが下から潜り込んだり、あるいはシカが飛び越えたりはしますが、それも補修しながら1年間やってきて、ことしで2年目になっておるわけなんですけども、現実が、そういった、誰でもできる農地にしていかなければという思いが地域の中にも大きいわけなんですね。そういった中で、農地・水のお金だとか、中山間のお金、それにも当て込んでおるんですよね、当て込んでおるんだけど、大きな水路になると、それだけでは、とてもじゃないけども、前へ行かない。なら、それにほうり込んだら10年たっても終わらないという現状があるわけなんですね。

こういった中で、やはりこの整備計画、お医者さんの件はね、町長のおっしゃるとおりかもしれませんが、非常にお医者さんも厳しい時代ですから、けども、せめて農地ぐらいは整備計画に入れていただいて、そして、大型機械が入れる、そういった一つの手助けになるんじゃないのかなというふうに思います。

どうか、その辺の地域事情も考えていただいて、この農道整備、それから大門線についても、これは、それこそかなり昔に町道認定をされたわけですね。これについてもお答えがいただきたいと、このように思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほど来、申し上げているように、岩屋の皆さんの気持ちは十分よくわかりますし、今、町がとれる、そうした前へ進めるための方法として、いろんなプランの作成等も出てきておりますので、そうした中でももう少し具体的に先へ進むことができるのかどうか、また、進めて行く方法があるのかどうか、その辺については町も一緒になって考えさせていただくような方

向性で考えていきたいというふうに思っております。

もし、農林課のほうで一定の考え方の整理をしているようであれば、ちょっと農林課のほうで課長のほうからお答えをさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 町長、大門線のほうは、建設課長。

町 長（太田貴美） 大門線は、建設課長でございますけれども、一応、岩屋全体の、そうした計画というくくりの中で、いま一度、考える必要があるのではないかというふうに、私自身は考えておりますので、それらについて、もし建設課のほうで一定の整理をしているようであれば、建設課のほうから答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 私のほうからお答えをさせていただきます。特に農道、また水路の整備ということでございますが、やはり辺地債を活用するということにつきましては、辺地債を活用というのは、それはあくまでも最終的な手段といえますか、結果、辺地債で整備をしたという最後の過程になろうかと思えます。確かにゾブ川、またはB線にしましても、辺地債を使いましたけれども、それはやはり。

3 番（有吉 正） B線は合併特例債だ。

農林課長（井上雅之） すみません、失礼しました。特例債、いわゆる起債を使いましたけれども、それら全てやはり必要性を、まずは受益者の皆さんで話し合っていたきながら、その必要性を、固まった中で、手段として、そういった起債なりを活用するということであろうかと思えますので、確かに、農地・水の事業で、そういった大きな水路は困難であろうと、それは承知しております。

ですから、その必要性がどこに、ほんなら、その大きな水路を仮につくるとしたら、どこにつくのが効果的なのかとか、今の農道でありましたら、どの場所が効果的なんだとか、そういったところを、まずは第一歩として地域での話から始まるんであろうということでございます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 大門線のご質問がございましたので、私のほうから回答をさせていただきます。今、岩屋川線の関係につきまして、地域の方に大変お世話になっておりまして、そういうふうな中で整備をさせていただいております。

この今、先ほどご紹介がいただきました大門線につきましては、私どもといたしましては、いわゆる岩屋川線の補完的な路線の位置づけだというふうに思っております。まだ、岩屋川線全体の部分が、まだもう少し見えないというふうな状況でございますので、今、いつからどうだというふうなことは、今のところ私どもも、まだしっかり考えておりません。まず今は当面の課題の部分から解消させていただきたいというふうに思っております。

その中で、今の大門線の位置づけが今後どういうふうな格好で位置づけられるのかというふうなことも大切な問題なんかなというふうに認識をしておりますので、今後、今の、いわゆる幹線的な道路の改修を、まず最初に考えさせていただいて、その中で位置づけを今後、整理をしていくべきなんかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） まず、町長にお尋ねせなしゃあないですけども、例えば辺地の、使えるか使えないかは、先ほど言いました、小水力発電だとか辺地の整備計画の中で、そういった電灯用施設に、

それが当てはまるのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 公共的施設とはという中で電灯用電気供給施設、あるいは道路及び道路施設、小学校、もしくは中学校等々上がっております。その中に診療所といいますか、診察といいますか、診療施設も入っております。

その中の、この電灯用電気といいますと、そんなに大きな発電といいますか、そういうものではないしに小規模の、当然、小規模だろうというふうに思いますけれども、それらが、どの辺まで入るのか、ちょっと私自身も承知しておりませんので、恐らく、この文章からいきますと、そんな大きいものではないしに、ちょっとした施設の横に電気、電灯の施設をつくるとか、そういう程度のもなのかなというふうに、これは勝手な解釈ですので、また、それらについては少し調べさせていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 3町合併しまして、私は野田川なんですけども、農業政策で、ある意味、私はうろこが落ちた、目のうろこが落ちたような加悦の農業政策は、ある意味、進んでいるというのか、ちょっと野田川とは違うなという部分はあるように思います。

そういう点では、大変勉強にもなるとるわけなんですけども、例えば、中山間地でも野田川とちょっと規模が違うわけですね。それから、いろんな農地集積、今、大豆やっておられますけども、そういったことでもかなり、野田川とは感覚が違っておると思います。それを例えば、野田川に当てはめるのがいいのか、悪いのかは別としまして、やはり私はね、野田川、町長、あるいは副町長も、これ言うとおしかり受けるかもわかりませんが、理解があるというふうにおっしゃるかもわかりませんが、やはり農業の地元の、いろんな声も届いておると思います。それを、先ほど京力農場プランで話し合いに期待するとかいうのはわかるんです。話し合いが、これから始まるわけですし、我々、農地・水でもずっと話し合いをしております。水路を直してっております。

そういった中で、この部分はどうしてもできんかと、この部分は、もっと大きな力をかりなんだからできんかと、ですから、私が関係しとるだけでも、何キロも進めてまいりました。議員をさせていただいたときから、全部が全部、私ではないんですけども、みんなと協力しながら。そういった中で、できてない部分、それから、例えば建設課からは農業だ、農林課、農林課からは、手に負えないので建設課だという場所だってあるわけなんです。そういった中をクリアしようと思うと、辺地債、いうたら企画財政のほうですね、これ企画財政になるのか、大もとになる、中枢ですね、そういった力をかりてやっていかなんだら、ここは解決できないだろうという思いで質問をきょうもしておりますし、今までも早くしてほしいという思いがあったから質問してきたわけなんです。

もちろん、我々もやっておりますけども、そういった、この認識をきちっとお持ちいただきたいと、このように私は思います。どうも、地元に投げ返したら済むような感じがして仕方がございません。我々は、その認識もありますし、地域も、それに頑張っていこうという思いはあると思いますので、もし答弁がございましたら、再度、よろしく願いいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、課長が申し上げましたように、やはりその岩屋の中で、どの水路が、どのような道路が、どうなのかという、そうしたところをやはり皆さんで明確に上げていただいて、じゃあそれをどういうふうにやっていこうかという、その話し合いがやっぱり必要かというふうに思うんです。ご努力いただいて、少しずつ改良していただいた、これ以上もう我々の手に負えないという部分をおっしゃっているんだろうというふうに思うんですけれども、やはりそれにしましても、この部分がこうなんだというものが明確に上がってきませんと、やはりそれはなかなかしづらいんだと思います。

今、言いましたように、辺地債でやるのか、合併特例債でやるのか、それはもう財政の話ですので、それは結果であって、それを単費でやるのか、いろいろとあると思うんですけれども、しかし、岩屋の中で、これだけはどうしてもしてもらわないと、あるいは我々も努力して集積していくからやってほしいというものが明確に見えてこない、なかなかそれはもう言うてあるということになるのかもわかりませんが、やはり今の状況の中で、そうした場をつくる、その中で、お互いにどうしていこうかということを知恵を出し合ってやっていく必要があるのではないかなと、そういう意味で申し上げたんで、恐らく同じような意味だろうというふうに思いますけれども、やはりそうした辺地が取り残されるのではなしに、やはりそこも同じように与謝野町の中での農地ですので、やはりそれを守っていくという、そういう姿勢には農林課も変わらないというふうに思いますし、全体を見るとき、どういう手法がとれるのか、やはりその辺のところは話し合いをさせていただく中で進めてまいりたいなというふうに、私自身は思っております。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 町長、整理ができれば前向きに考えるというふうに、私は理解をさせていただきました。ですから、この分は、これでお世話になろう、大門線もね、地域としてですよ、あるいは区かもわかりませんが、昔、福祉の里をつくる前に一步一步、ご記憶があらうかというふうに思います。それよりは、あれはファジーな部分がたくさんあったわけですが、現実的に、大きな、この水路についてはこうとか、これをまず、先にしてほしいとか、細かい水路については、農地・水でやっていくとか、そういうのを整理をして早急に出ささせていただきたいと、このように思いますので、ぜひ前向きにやって、進めていただきたいと、このように思います。もしあれば。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一定の整理ができ、そういうプランが作成できれば、それに沿った形で進めていくというふうにご理解いただいたらというふうに思います。

3 番（有吉 正） 以上で終わります。

議 長（赤松孝一） これで、有吉正議員の一般質問を終わります。

次に、10番、山添藤真議員の一般質問を許します。

山添議員。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10 番（山添藤真） それでは、事前通告に基づきまして、平成25年6月定例会における一般質問を行います。

私は、地域経済の活性化に向けての1件について、町長に答弁を求めていると思っております。

ます。

本日の一般質問は、過去に質問してきた内容を多く含んでおります。その後、町長部局でなされた議論などについてもご紹介いただきながらご答弁をいただければとは思っております。平成24年4月に施行されました与謝野町中小企業振興基本条例の基本理念や、条例を制定する目的などを明らかにするために設けられております前文においては、従来から、この町を支えてきた産業と観光・福祉・環境など、新たな産業との連携のもとで、経済活力が地域内循環する産業振興を図るとともに、域外からの財の獲得にも努めなければならないと明記をされています。

私は、これまでも域外からの財の獲得、すなわち外貨獲得事業の必要性を主張し、町内企業が町外で行う販路開拓事業の支援や外貨獲得を目的の一つとする交流人口拡大事業の施策立案を求めてきたり、京都府北部に国公立大学をつくるための議論を始めようと提言をしてまいりました。

本一般質問においては、産業分野における外貨獲得の重要性を再度主張していきたいと思っております。外貨獲得が地域循環型経済にとって重要であることがわかる簡単な一例をご紹介します。

当町のお菓子屋さんがつくるお菓子がヒットして、町内だけではなく隣町からも買い物客が来たと仮定してみてください。これまでは、この町に住む人たちだけがお菓子を買っていたので、お菓子屋さんの収入源においては、地域の人々の財布から出ているということになります。ところが、町外からの顧客の消費は、当町にとっては域外からの新たな財を獲得したことを意味します。このお菓子屋さんは、ふえた収入を持って地酒を買ったとしてみます。そうすると、酒造業者の人も収入がふえたことになるので、そのお金を持ってお菓子屋さんに行って、従業員のおやつを買うことになりました。この経済的な循環の一例は、域外から獲得した財が地域内で循環していることをあらわしています。つまり資金が循環するということは、それが、誰かの所得になっているということでもあります。

もちろん域外から財を獲得せずとも、資金は地域内を循環することができますが、それではいずれ頭打ちとなります。人口が一定であり、かつ資本の消耗のない社会においては、域内循環だけで持続できるかもしれませんが、現実には、そうではないと考えられます。常に地域外市場から財を獲得することが、地域経済の持続にとって必要条件になると考えています。

繰り返しになりますが、当町の地域経済を活性化させていくには、多種多様な外貨獲得事業の立案及び実行が必要不可欠であるという観点から、以下の4点について質問をいたします。

第1点目は、当町における分野別の外貨獲得事業の現状と展望であります。当町における、それぞれの産業分野における外貨獲得事業の取り組みや、今後の展望について伺います。

2点目は、分野別、産業別の外貨獲得額の現状及び、それに対する見解であります。現在、当町の産業分野は域外からの財をどのくらい獲得できているのか、また、その傾向などについても伺いできればと思っております。

第3点目は、民泊を軸とした体験型、滞在型の事業の立案についてです。この民泊の提案については、平成22年12月定例会の一般質問を皮切りに、数回にわたり提案をしております。再度、その見解及び町長部局内で積み重ねられた議論について、伺いできればと思っております。

第4点目は、仮称ではありますが、与謝野町支援隊の設立の提案です。現在、与謝野町の人口は約2万4,000人ですが、本籍地人口は約3万3,000人です。つまり与謝野町に縁のある人たちが、約1万人が全国各地に散り散りに居住されていると考えることができます。

私は、そうした方々に当町の文化や魅力を紹介していただく仕組み、あるいはネットワークが構築できるのだとしたら、当町の外貨獲得にもつながっていく可能性を含んでいるのではないかと考えております。この点についてもご見解をお伺いいたします。以上で、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 山添議員ご質問の地域経済の活性化に向けての1点目、分野別外貨獲得事業の現状及び展望についてお答えいたします。

本町におきましては、域外から外貨を獲得する主要分野は、歴史的な経過や統計的な観点から見ましても、やはり地場産業の織物業であるというふうに考えております。近年では、京の豆っこ米を核にした農業、さらには、交流人口の増加による産業振興策として、観光が外貨を獲得できる産業と言えますので、この3分野に絞ってお答えをさせていただきます。

まず、織物業につきましては、議員ご承知のとおり、現在は生産反数では、昭和48年のピーク時の約5%、出荷額でも4%の状況となっております。また、昨今の為替が円安に向かう中で、生糸価格の値上げに拍車がかかり、生産に影響を及ぼしております。しかしながら、こうした厳しい状況ではあるものの、若手機業家のグループでは、京都府などの支援を受けながら、ストールやネクタイなどの新商品を開発され、百貨店催事への出展を通して、販路の拡大に努められております。

また、商工会機業部におきましては、国内最大規模の雑貨見本市である「インターナショナル・ギフトショー」への出展、丹後ファッションウィーク開催委員会においては、流行の発信拠点、東京での単独展の開催など、販路拡大、開拓に向けての動きを積極的に行っておられ、こういった取り組みに対しては、従来から町単独で、また、京都府や近隣市町と連携しながら支援を行ってきており、今後も引き続き支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、農業分野におきましては、自然循環農業を推進しており、その代表格である京の豆っこ米の作付面積は、平成15年当初の62ヘクタールから平成23年には120ヘクタールにまで拡大しました。また、平成19年からは関西を中心に大手スーパーで販売を開始したほか、慣行栽培の与謝野町産コシヒカリが平成24年5月から、京の豆っこ米も平成25年4月から首都圏の販売を開始するなど、販路も開拓してきましたが、町内外での知名度の向上など、さらなるブランド化の取り組みが必要となっております。

そこで、京の豆っこ米、京野菜などの特色ある農産物の生産者が流通業者などと連携して行う品質向上の取り組みや販売促進活動を支援し、高品質な農産物を供給することで首都圏や関西への安定的な流通につなげるとともに、店頭販促やキャンペーンなど、効果的な販売促進及びPRを行っていききたいというふうに考えております。

そうした取り組みに加えまして、1次、2次、3次産業が連携、融合し、産地直売所の運営や

加工品の開発、観光施設への食材供給など、地産地消と6次産業化を促進し、農家の所得向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

観光分野におきましては、さきにも答弁させていただきましたとおり、京都府において、京都縦貫道が全線開通される平成27年度までの2年間に広域観光のまちづくりを進める「海の京都」構想が掲げられ、本町においては、ちりめん街道を核にした観光を進めてまいりたいというふうに考えております。そういった動きとリンクした中で、今年度は、観光振興ビジョンに掲げた「美心をもたらし観光のまちづくり」を進めていく前提として、町の自主事業として、ギャップ調査を実施いたします。この調査は、本町の観光振興における強みと弱みの分析、その結果を受けての観光まちづくりの戦略策定を行うもので、さらに調査、計画だけにとどまらず、戦略を推進する地域住民、事業者を主体とした、観光まちづくりが実践できる組織体制づくりを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の分野別外貨獲得額の現状及び見解についてお答えいたします。織物業においては、丹後という枠組みとなりますが、平成24年度の総出荷額が約90億円でございます。平成20年度の工業統計調査による与謝野町の製品出荷額が約360億円でございますので、年度、地域をまたぐ形となりますが、占める割合からしても、織物業は本町の主要産業の一つとして位置づけ、今後も織物振興に努めてまいります。

農業においては、現在、京の豆っこ米が約580トン生産されているうちの50%を超える約310トンが、特定流通という形で大手スーパー等に流通しておりますので、出荷額のベースでは約8,700万円が外貨獲得額と言えると思います。

観光においては、平成23年のデータでは、入込客約66万人に対して、観光消費額が約5億2,000万円となっております。1人当たりの観光消費額に目を移しますと、これは788円となり、この数値は近隣市町の中でも最も低い結果となっております。近隣市町と比べると、本町は宿泊施設が少なく、どうしても観光消費額が低くなってしまいう傾向にあります。天橋立には年間200万人を超える観光客が訪れていますので、そこから足を伸ばしていただく取り組みを進めていかなければならないというふうに考えております。

3点目の民泊を軸とした体験型滞在事業の立案についてお答えいたします。

現在のところ、民泊については、行政としては把握しておらず、現在のところ、そういった計画がないのが実情であります。先ほど申し上げました天橋立まで来られた観光客をターゲットに、与謝野町に誘客を図ろうとする取り組みについては、民間主導で進められつつあります。それは、ちりめん街道を核とした、町の染色センターを活用した染色体験、お土産コンテストでグランプリを受賞されました広瀬創作工芸でのランプづくり体験、ちりめん街道での食事、ちりめん小物の販売など、官民一体となった体験型滞在事業が、民間のグループを主体として企画されております。

この取り組みは、まさに「海の京都」構想とも合致してくるものであり、町といたしましても支援をしてまいりたいというふうに考えておりますし、今年度、実施いたします。ギャップ調査の結果とともにリンクさせながら、ほかにも、こういった民間主導の観光振興の取り組みの輪が広がる機運づくり、環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

4点目の与謝野町支援隊の設置についてお答えいたします。

現在、町外在住の方で与謝野町をPRしていただく組織はございませんが、丹後まで枠を広げた組織としては、東京丹後人会があり、総会には副町長などが出席をさせていただいております。議員もご承知のとおり、町出身で都市部に在住の方は、我々が思っている以上に、ふるさと思う気持ち、また、ふるさとのために役立ちたいという、そういった気持ちがあるというふうに聞いております。今すぐに支援隊を組織化するという計画はありませんが、そういった方々を交えた懇談の場を設け、地域の活性化に結びつくアイデアについて意見交換できればというふうに考えております。以上で、山添議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10 番（山添藤真） ご答弁いただきました。ありがとうございます。

それでは、第1点目の分野別外貨獲得事業の現状及び展望についてお伺いしたいというふうに思います。

先ほど織物業、農業、そして観光の3分野においてご答弁をいただきました。私自身、この当町において外貨を獲得し得る産業としては三つなのかなというふうに思っておりました。それぞれ詳細なご見解をお伺いしていますので、さらに詳細にご見解をお伺いできればなというふうに思っております。

先ほど、織物業のお話がありました、それはピーク時から出荷額が4%まで減ってしまったというような背景から、現在、「TANGO+（プラス）」という、若手の方々の織物のグループが積極的に、例えば都心であったり、関西圏に販路拡大を求めて活動していらっしゃるというような状況になっていまして、この支援をしていきたいというようなご見解だったというふうに思うんですけれども、どういったような支援があるのか、町長ご自身のご見解をお伺いできればなというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身の見解といいますよりも、町として、そうした支援をしていく、そうしたシステムを構築しつつありますし、また、その中で、町として応援できる、今ある、いろんな補助制度等を活用した中で、やっていくということも一つですし、あらゆる中で、特に若い方たちのお話を聞いてますと、やはり出かけていく、そして、いろんなことの仕掛けをしていく、そのために、いろんなところへ出ていくような場合の、その交通費等が非常に、一つの投資なんですけれども、そうしたことに大変お金がかかるというようなこともお聞きをしたりしております。

そうしたものを商工観光課のほうでも対応すべく、そうしたことをやっておりますので、そうした細かい中身については、商工観光課長のほうから答えさせますけれども、いろんな、この特定の人たちだけがというのではなしに、やはりいろんなメニューを用意しておりますので、その中から合う、そうした制度をうまく町の、そうした活用をさせていただいて、自分たちの仕事の、あるいは、そうしたものの発展のために活用していただけたらと思います。

せんだっての議員さんのご質問にもお答えしてましたけども、いろんな補助制度の中で結構、皆さん活用していただけてますので、そうしたものを、町もですし、商工会あたりも積極的に、そうしたことを商工会員さんにお知らせをさせていただいて、せっかくある、そうした制度を活用していただくような方向が必要ではないかなと思います。

ちょっと答弁が長くなりましたけれども、課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 私のほうから細かいところをお話させていただきます。

町長のほうからもございました、いろいろな販路開拓に行かれる場合の支援ということで、販路開拓支援事業というものを持っておりまして、その中では、この「TANGO+（プラス）」ですとか、そういう部分でも支援をさせていただいてます。それで、今年度からの販路開拓事業につきましては、従来3人以上、3グループという枠組みを設けておりましたが、1業者、1個人からでもPR活動に行かれた場合の支援をさせていただいております。これにつきましては、町長が申されましたように、交通費ですとか、その場合にブース料、宣伝販売員の補助等を支援をさせていただいております。

それから、先ほど「TANGO+（プラス）」のことが出ておりましたけれども、こちらのほうについても一部支援をさせていただいています。ただ、先ほどの出荷額といいますか、そういう部分には、こういった組織で販路開拓に行かれて、収益といいますか、外貨を獲得された額が非常に把握がしにくいという部分では、大まかな点、農業・織物・観光の部分で大まかにわかります部分で、先ほどの町長の答弁というふうになっております。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 織物業者の方々が、いかに外貨を稼いでいくかと、外貨を獲得していくかという議論を立てるときに、やはり外に出られる人たちに対しての支援というのは、補助制度が主になってくるのかなというふうに思っております。

一方で、外貨を獲得するために、外に出ていくためには、よりよい製品を、やはりつくっていかねばいけません。そうした観点も持つ、そして、持つべきだというふうには思っております。

先ほど、町長と商工観光課長のお話を聞きながら、やはり思いましたのは、町外に出ていく方々だけではなくて、町でものづくりに携わる人たち、総合的に、やはり支援を拡充していくべきかなと、そうしたことによって販路というのが強くトンネルのように通っていくのかなというふうに思っておりました。

次に、農業分野においてお伺いしたいというふうに思うんですけれども、先ほど、町長の答弁の中では、約半分にわたる310トンが特定流通だというようなお話があったんですけれども、この特定流通ということに関して、もう少し詳細にご答弁いただけますでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 具体的に、ご答弁させてもらうほうがいいと思いますので、農林課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 特定流通につきましてのご説明をさせていただきます。

特定流通と申しますのは与謝野町、本町のほうで特別にというか、固有に定義しておるものがございます、豆っこ米、これの流通につきまして、ほとんどが自己保有米と申しまして、今は、もうお米は自由に売り買いができますので、農家の方が独自の販路を持たれて売っておられる場合、それと比べまして、JAをはじめとして、それと本町には農産流通の、それを業とされとる業者の方が複数ございます。そういった、いわゆる農家ではないところが流通をする、その部分を特定流通というふうに呼んでおります。

ですから、繰り返しになりますけれどもＪＡ、それと地元の流通業者が複数、それと京丹後市の流通業者が１、またファーマーズブライスでありますとか、リフレかやの里、それらを含めまして一定、特定流通で集荷、または、出荷する部分については、やはりまさしく外貨の獲得という意味で、外に売られておる場合が、ほとんどだということで、その一つの指標のとらえ方として、このような流通の量をウォッチしておるということです。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

- １０番（山添藤真） 農業分野においては、販路の拡大を目指していくだけではなくて、いかに製品を高く、高付加価値をつけて売ることができるのかというような回路を考えていくべきなのかなというふうに思っておりますけれども、この点について、町長でも農林課長でも、ご見解があればお伺いしておきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まさしくそのとおりで思っております。今後、ＴＰＰの関係で、こうした関税が撤廃されてしまいますと、安い上等の日本のお米は、全て中国あたりの富裕層の口に入る。中国の安いお米が日本へ入ってくると、もう格差は１０倍から違いますので、そうしてくるような時代に、まさしく突入していこうとしている状況でございますので、そうした意味では日本の、そうしたお米を守るためにも、やはり品質のいいものを、今後は付加価値をつけるものと、日本の国の中で消費できる、そうしたものも考えていく必要があるのではないかとというふうに思っております。

例えば、同じお米屋さんでも、京都のお米屋さんが与謝野町のところに、自分の田んぼを持って、そして、そこでお米をつくって、おいしいお米を自分のお店で、今度は提供されると、そういう新しい形の取り組みも出てきておりますし、そういう意味では与謝野町の、この豆っこ米あたりが都会でＰＲしていただける、それも一つの方法かなと思いますが、できるだけ品質のいいものをつくっていくということが、やはり基本になろうかと思っておりますし、それをつくるためのやはり施設、また、その肥料等の設備投資も町としてはやっていく必要があるかというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

- １０番（山添藤真） 先ほど、町長がおっしゃられたように、お米の品質を高いものに維持をしていくというのは、いろはの「い」というか、非常に農業生産者の方々に頑張っていただかなければならない、そうした分野なのかなというふうに思っておりますけれども、一方で高い価値をつけていくためには、例えば、お米のパッケージについてのデザインを考えてみるであったり、これまでの売り先だけではなくて、全く別の売り先、例えば、今であれば洋服屋さんがお米を売ってたりとか、そうした傾向もありますので、そうした市場の動きも見定めていただきながら、そうしたお米に対して、あるいは農産物に対して、付加価値をつけるための議論を深めていただきたいなというふうに思います。これは強くお願いしておきたいなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） それらにつきましては、幸いなことに、それぞれの生産者の方が直接、東京あたりのレストラン等へ、そのシェフの方との話の中で、それに合ったお野菜やお米をつくる、そういう動きを、もう既に若手の方がしていただいておりますので、やはりそうしたことについても、町

としては応援していく必要があろうなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 1点目の質問の最後になりますけれども、この観光分野に関しては、先ほど杉上議員の一般質問での議論にもあったように、「海の京都」構想と、どのように絡めていくか、どのように町として発信できるものがあるかという議論を積み重ね、実行に移していくことかなというふうに思っております。この観光分野に関しては、後ほどの民泊との提案の中で掘り下げていきたいなというふうに思っておりますので、この点について飛ばしておきたいというふうに思います。

次に、分野別の外貨獲得額の現状及び見解についてですけれども、先ほど、数字をいただきました、この大まかな数字の中で、どのような議論ができるのかなというふうに思いながら、先ほどご答弁を聞いていたんですけれども、この数字をより細かく把握する手だてといいますか、統計の取り方というか、調査というのは今後、できるものなのでしょうか。まず、その点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 個々の方が、そのことによって獲得された、そうした収入というものをざっと、大ざっぱな形でしか把握はできないと思いますけれども、そうした一人一人の方の、そうしたものを集めるということは、非常に難しいのではなかろうかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） なぜこういったことを聞くかといいますと、地域の力といいますか、製品が、どこで売られて、そして、どういうふうな方々に買われているのかということが把握できるのであれば、そのデータに基づいて、いろんな施策が、もしかしたら打てるのかなというふうに、個人的には思っておりましたので、より細かい数値が出るのであれば、その数値をもとに議論を、今後、深めていきたいなというふうに思っておりましたので、この点、お伺いさせていただきます。

しかしながら、そうした数値を掘り下げていくというのは非常に難しいというようなご答弁なので、ちょっといたし方ないのかなというふうに思っております。今後、例えば外貨を獲得するために外に出られた人たちとの話し合いの機会をふやすであったり、個々のニーズであったりというのをくみ取っていく、より細かくくみ取ることについては、できるのかなというふうに思いますので、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） それは、しょっちゅう個々の方、あるいはグループ等での、いろんなイベントをしたりするときにも、町も協力させていただいておりますので、そうしたやりとりはしょっちゅうさせていただいているというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） それでは、3点目の質問に移ります。

これは民泊を軸とした体験型、滞在型事業の立案ですけれども、先ほど町長のお話の中では、こうした取り組みが民間、あるいは官民の共同によって進みつつあるというようなご見解をいただきました。それについても支援をしていくというようなお話だったというふうに思うんですけ

れども、この点についても、もう少し細かいご答弁をいただけたらというふうに思います。

議 長（赤松孝一） ここで、途中ではございますが、まだまだ、時間もありますので、残時間も。ここで50分まで休憩いたしますので、よろしくお願いいたします。55分まで休憩します。

（休憩 午後 2時42分）

（再開 午後 2時55分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして一般質問を続行いたします。

それでは、山添藤真議員の質問の後でございますので、太田町長のほうから答弁、お願いします。

太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどいただきましたご質問につきましては、一番初めの日の家城議員の質問にお答えをさせていただいております。全て細かい数字を上げて出させていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思います。

それから、もし、そうしたことが必要であるのであれば、総務委員会に、そうしたことの報告がしてございますので、そうした資料をお渡しさせていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 民泊の件につきましては、今までにも、そうした試みをしたことはございます。なかなか、それを受けようという民間の方たちの、あれがなかったわけですが、今後におきましては、いろんな形で、そうしたものが考えられますので、やはり民間の方たちの、そうしたご意見を聞きながら、できるものなら、そうした方向、宿屋が少ないわけですから、そうしたことで受け入れられるような体制づくりも今後は必要になってくるかなというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 先月、産業建設常任委員会において、北広島町という町に視察研修を行ってまいりました。その北広島町では、民泊の受け入れをしていらっしゃる、現在、80の家庭が受け入れられていて、かつ年間500人ぐらいの方々が、小学生ですが、いらっしゃるというふうに聞いておりました。そして、その経済的な波及効果といいますのが、年間で1,500万円ぐらいというふうに聞いております。

こうした細かな施策で小さな数字の積み重ねになるかというふうに思いますけれども、こうした民泊を一つずつ積み重ねていくことによって、町に対する経済的な波及効果、あるいは、外貨の獲得につながっていく事業かというふうに思っております。

先ほど、町長のご答弁を聞いておりましたら、町の中に、そうした動きがあるというふうにおっしゃいました。その動きというのは非常に大切な動きかなというふうに思っておりますので、民間の方々にお任せというわけではなくて、行政がどのようにかわれるのかというような共同の議論の中で答えを見つけていただきたいというふうに思います。

そして、この質問については、平成22年から何回かにわたって質問をしてきたわけですが、そのたびに町長の答弁というのは受け入れられる方々のアクションを、やはり待つというような、ある意味受け身の体制ではあったと思うんですが、ここに来て、ちょっと事情が変わってきたというような印象を受けました。

そうした長きにわたっての提案、さらには町長自身の思いもある程度反映されていくのかなという部分もありますので、この点については町長のほうでもしっかりとご意見を聞かれて、前に進めるために、ご尽力いただきたいなというふうに思います。

もしご答弁があれば。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 旧町るとき、野田川ですけれども、一番、観光の中で多くの、外からの方が訪れて、そしてまた宿泊もあったと思います。というのが、三河内にあります巖分祠のところが一つの、そうした受け入れ場所になっていたこともございます。

今も、後藤さんのほうは観光協会の会員さんでいられます。それは、やはりそうした施設も有効に使っていただきたらという、そういう思いではないかなと思いますので、今、どういう体制になるかはわかりませんが、それも一つの大きな、よそでも神社等、お寺等での、そういう受け入れをされているところもございますので、一つの新しい試みとして、そういうこともやっぱり考えていく必要があるのかな、また、ちりめん街道あたりで空き家になっているところを、やはり使って、そして、そこで民泊をやっていくとか、いろんな可能性はあるんじゃないかなと思っておりますので、そうしたことが話し合えるような場所といいますか、新たなやっぱり試みをチャレンジしていくということが必要ではないかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 先ほどご紹介いたしました北広島町では、小学生の受け入れを主にやっているという取り組みでした。そうしたように、どなたにも来ていただけるのもいいかも知れませんが、ある程度、来ていただく方を、こちら側から厳選をするといいますか、希望を立てるというような議論も必要になってくるかというふうに思いますので、合わせてお願いしておきたいなというふうに思います。

そして、最後に仮称、与謝野町支援隊の設置に関してですけれども、先ほど町長のほうから前向きなご答弁をいただきました。すぐに実施できるかどうかかわからないけれども、今後はそうした出身者の方々や、ゆかりのある人たちとの交流会といいますか、意見交換をしていきたいというようなお話だったんですけれども、この点について時期というのは非常に大切になってくるものなのかなというふうに思います。

と言いますのは、帰省をされるタイミングといいますのは、例えばお盆であったり、年末であったりとか、ある程度、時期を選別していかないと来ていただける方にも来ていただけないというようなことがあるというふうに思うんですけれども、この点について、いかがお考えになりますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところ具体的な、どういうんですか、案は持ち合わせはしておりません。また、旧町の話になりますけれども、野田川るときに、こちらから丹後人会、東京の丹後人会の中の野田川町に関連のある方たちと一緒に、議員さんも一緒に行きまして、野田川の向こうで交流をするということもさせていただきました。それが何年か続いてたんですけれども、間に入っていたいた、藤原先生が、もう一定引かれましたので、それっきりになってしまいましたけれども、出かけていくこともあるでしょうし、反対に、向こうからお越しというか、帰っ

て来られる方たちの機会をとらえてやるというのも大事な事かというふうに思います。

時期として、今どうこうという、全く計画は持っておりませんので、なかなか申し上げることはできませんけれども、そうした機会を、それは行政でなくても民間の方、あるいは議員さん自身でも、できることでございますので、いろんな形できずなを広げていく、そういう努力は必要であるかなというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

- 10 番（山添藤真） この質問については、外貨獲得をしていくために、こうした町外に出ていらっしゃる方々との連携を深めていく中で、いろんなものを売っていったり、PRしていくというようなことのきっかけづくりとなるような、仕組みづくりについてご提案を申し上げたわけですが、先ほど申し上げましたように、当町の人口というのは2万4,000人ぐらいに対して、本籍地人口というのは3万3,000人ということで、約1万人の方々が、この日本全国、あるいは世界かもしれませんけれども、散らばっていらっしゃいます。そうした人々にある意味、与謝野町のPRの広告塔になっていただくことによって、恐らく町の認知度であったり、こちらに来ていただける方々もふえていくというふうに思います。

先ほど、午前中のご答弁の中にあつたのかもしれませんが、こうした町の活性化というのは時間がかけて、小さな成果を一つずつ積み重ねていくことによって、大きな波になっていくというふうに思っておりますので、この点についても非常に根気の要る取り組みになるかと思えますけれども、尽力いただきたいなというふうに思います。

そして、最後に、この点について2点、事例をご紹介しておきたいなというふうに思います。

先月の5月11日に、東京丹後人会の若手会という会がありまして、それは約20名から30名の東京近辺の在住の方々が組織されている団体なんですけれども、彼らが銀座かどこかで丹後ちりめんを着て丹後のPRをするというような取り組みをされておられます。この団体については、昨年の9月から定期的に、20代、30代の若い方々の集まりですけれども、遠く離れてはいるけれども、丹後のことを一緒に話していこう。何ができるか考えていこうというような取り組みです。

この団体についても、恐らく今後も継続して続けていかれるというふうに思いますので、例えば、こうした先ほど町長がご提案されたような取り組みをしていくのであれば、連携を呼びかけてみてもいいのかなというふうに思いました。

そして、これは町長にもご出席いただいた、「30歳の成人式in与謝野」というイベントがありました。そのイベントに参加をしてくれた30歳、今は31歳になっていきますけれども、ある一人の同級生が大阪で新しいお店をオープンさせると、そして、そのオープンに際して、家具を丹後ちりめんを使って生産するというような取り組みを始められて、今、非常にお店にもぎわっているというふうに聞いております。こうした縁をつないでいくことによって、町の、例えば産品が売れていったりであったりとか、帰省のタイミングがふえていくというような効果というのは本当にあるし、これは長期にわたって期待できるものだというふうに私は考えております。

こうした雰囲気や、やはり感じていただきながら、外貨獲得の事業についても、ご一考いただければ、もう少し深みのある政策というか、別の角度からの取り組みもできると思いますので、どうぞ考慮していただきながら、議論を深めていただきたいなというふうに思います。以上です。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ふるさとを離れている方たちが、ふるさとに対して今、自分のできることは何かという、そういう視点で一生懸命考えていただいているんだろうと思いますし、そうしたことにについては、非常にありがたいなというふうに思っております。

ここに住んでいる人ももちろんですけども、そうして都会へ出て、ふるさとを離れて過ごしている方たちの力も、やはり与謝野町の大きな力になると思いますので、そうしたご意見等を聞く機会もいずれ持っていく必要があるかなというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10 番（山添藤真） 旧来のまちづくりというのは、本当に、ここに住んでいる方々が主体となって行っていくと、その主体というのは変わらないんですけども、例えば、そうした与謝野町をめぐる人間関係、それ自体が一つの町というふうに捉えることができれば、もう少し産業政策であったり、まちづくりに関しても幅の広く、そして、おもしろいものができるのかというふうに思いますので、この点についても、また考えていただきたいなというふうに思います。以上で質問を終わります。

議 長（赤松孝一） これで、山添藤真議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

次回は、明日、6月12日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

お疲れさんでございました。

（散会 午後 3時09分）